

# 西周代内外諸侯關係考

——西周王朝の多元的構造に関する一考察——

谷 秀 樹

## 序章

周王朝は、陝西関中平原地域の政治・文化的伝統と陝東中原地域（三门峡地区以東の洛陽平原を中心とする黄河中流域地方）以東におけるそれとの統合を前提として発足した複合的的王権であった。

王朝発祥の地である関中地域では、前三千年紀の後半から前二千年紀初めにかけての時期に、陝西崑山文化系の客省莊二期文化が衰退し、中原地域での二里頭文化（前一九〇〇—前一六〇〇年頃）に相当する時期の考古学的空白期を経て、やがて土器文化の差異を特徴とする三文化圏が形成されるに至った。すなわち西から《1》「扶風劉家遺跡に代表される高領袋足鬲の文化圏」、《2》「武功鄭家坡遺跡に代表される聯襠鬲の文化圏」、《3》「西安老牛坡遺跡に代表される殷系土器の文化圏」であり、しだいに《2》の文化圏が東西に拡張して《1》、《3》の文化圏を併呑し、先周文化の基礎を形づくったものとされる<sup>①</sup>。

一方、中原地域では前二千年紀初めに中原崑山文化系の王湾三期文化から二里頭文化が形成され、ここに「初期王朝」（いわゆる「夏王朝」であると断定する説もある）が成立した<sup>②</sup>。同じ頃、河南省北部から河北省南部にかけての太行山脈東辺の地域では下七垣文化（先商文化）が興隆しており、やがてこの文化を担う政治集団が南下して「初期王朝」を併合し、殷王朝を創始したと考えられる。殷王朝は鄭州二里岡文化期に湖北

省北部から陝西省東部にまで跨る広域の勢力圏を形成したが、この時期までに建設されていた辺境拠点の多く（湖北省黄陂県盤竜城遺跡や山西省垣曲商城遺跡など）は殷墟文化期に入る頃には廢絶し、王朝の支配力は東方の王朝発祥地域へと後退した。この殷王朝東遷後間もない頃と考えられる殷墟第一期卜辞の中で、初めて「周方（＝周邦）」に関する文字記録が現れるのである<sup>④</sup>。

さて、陝西省岐山県の周原遺跡から1977年に発見された周原甲骨は、周王朝成立前後の時期に相当する史料であると推定されるが、その中で周の国君は自らを「王」と称し、或いは「周方伯」と称され、殷王を「衣王」と称している<sup>⑤</sup>。又、殷墟第四期卜辞中では、「周侯」の称呼例が見出される<sup>⑥</sup>。おそらく周の国君は、殷王朝との公的関係において「周方伯」或いは「周侯」と称し（又殷王朝側からもその様に遇せられ）、一方その疆域内においては「（周）王」を自称して、「殷王」と匹儕せる地位の君権である事を宣示していたものである。この場合、殷王朝は周侯（周方伯）の称王を是認していたわけではなく、王朝の支配力後退という現実をふまえ、黙許していたというのが実情であったものと推測される。

その後、前11世紀に周は「克殷」を実現して周「王朝」を創建するに至ったのであるが、その支配体制は必然的に「関中政権による陝東中原地域（＝中国）<sup>⑦</sup>」及びそれ以東の支配」という形にならざるを得なかった。

そして、関中地域と陝東地域とが従来異なる政治文化を背景とする異文化圏であった以上、両地域における支配方法（統治機構）も異なるものにならざるを得なかったものと思われる。金文中に「東国」（東夷）、「南国」（南夷）の語は頻見すれど、「西国」（西夷）、「北国」（北夷）の語が絶えて見られないのはその事情を反映しているであろう。

周王朝にとって関中地域はその揺籃の地であり、中原王朝化<sup>⑧</sup>する以前の政治組織がその基本構造を変えずにほぼ在来の形のままで存続したものと考えられるのに対し、陝東地域では当地における伝統的統治体制が継承されたのではないかと思われる。そもそも周王朝支配体制を特徴づける諸「侯」<sup>⑨</sup>封建制自体、殷代に既にその萌芽が見出される点については、諸家によって夙に指摘されているところであり、周王朝は殷王朝の旧疆域を中心とする陝東地域に対して、殷王朝における統治方式をモデルとして諸「侯」封建制を導入したものと思われる<sup>⑩</sup>。

すなわち改めて仔細に見ると、周政権は「克殷」以降、「関中地域を主とする王畿地域」と「陝東王畿外地域」<sup>⑪</sup>各々に対して異なる統治機構を有する二重構造の王朝となったのであり、その両面性を結び付ける努力を示す象徴的営為の一端が、「王畿内外を常に経巡る王」の姿に他ならない<sup>⑫</sup>。

ところで、陝東王畿外地域の封建諸「侯」群（及び王畿外諸「伯」群）とは別に、関中地域を主とする王畿内地域にも封邑を分有する諸侯（諸「伯仲叔季」）が群居していた<sup>⑬</sup>。一般的に前者を外諸侯と称し、後者を内諸侯と称する事が慣例となっているが、両者の（特に周王権との関わりに関する）差異を探索する試みは、二重構造の実態を解明する上で一つの視座を提供する基礎作業となり得るのではないかと思われる。

本論では、就中外諸侯と周王権との秩序関係の復元を主な検討課題とする事にし、その秩序関係と周王朝支配体制の盛衰との因果関係について

でも論及していく事にしたい。

## 第1章 西周代内諸侯・外諸侯に関する既存の説に 対する再検討

かつて吉本道雅氏は、春秋期五等爵に関する論考の中で、西周期における内諸侯・外諸侯及び両者の相互関係について概観され、その属性として下記三条の序列の存在を指摘された。

《I》内諸侯における（公—伯仲叔季）なる序列

《II》（外諸侯の「侯」—内諸侯の伯仲叔季）なる序列

《III》外服における（「侯」—伯）なる序列

本章では、氏が提示された三序列に対する再検討作業を試み、それを以て西周期における内諸侯・外諸侯の実態を探る上での前提としたい。

### 第1節 内諸侯における（公—伯仲叔季）なる序列<sup>⑭</sup>

まず同族内で当該序列が存在した事を示唆する史料として、卯簋銘（中期「4327」）がある。

佳王十又一月既生覇丁亥、榮季入右卯、位中廷。榮伯呼命卯。曰、在乃先祖考、死嗣榮公室。昔乃祖亦既命、乃父死嗣莽人。不淑、取我家朱、用喪。今余非敢夢先公有進退。余懋再先公官。今余佳命汝、死嗣莽宮莽人。汝毋敢不善。……

これ王の十又一月既生覇丁亥、榮季入りて卯を右け、中廷に位す。榮伯呼びて卯に命ぜしむ。曰く、乃が先祖考に在りては、榮公の室を死嗣せり。昔乃が祖もまた既に命ぜられ、乃が父も莽人を死嗣せり。不淑なりしとき、我が家の朱を取り、用て喪せしめたり。今余敢えて先公の進退ありたまいに夢うにあらず。

余懋めて先公の官を再ぐ。今 余これ汝に命じ、莽宮莽人を死嗣せしむ。汝敢えて不善なることなかれ。……

榮伯は卯に対する任命権者であり、その任命儀礼の中で榮季は（王朝の冊命儀礼で言うところの）「右者」の役割を担っている。又、榮公室内で行われた任命儀礼である点から、榮伯は「榮公」でもあったものと判断される<sup>⑭</sup>。そうすると、榮公（＝榮伯）と榮季との間には、「任命権者―右者」間に認められる上下序列が存在していたものと推察されるのである<sup>⑮</sup>。

次に、他族間で当該序列が存在した事を窺い得る史料として、班簋銘（中期「4341」、II A「簋233」）がある。

佳八月初吉、在宗周。甲戌、王命毛伯、更號城公服、粵王位、作四方極、秉繁、蜀、巢命。賜攸勒。咸。王命毛公、以邦冢君、徒馭、戡人、伐東国瘡戎。咸。王命吳伯曰、以乃白、左比毛父。王命呂伯曰、以乃白、右比毛父。趙命曰、以乃族、從父征、徯城、衛父身。三年、靜東国。亡不咸殫天畏、丕界純陟。……

これ八月初吉、宗周に在り。甲戌、王 毛伯に命ず、號城公の服を更ぎ、王位を粵け、四方の極となり、繁、蜀、巢の命を秉れ、と。攸勒を賜う。咸る。王 毛公に命ず、邦冢君、徒馭、戡人を以いて、東国瘡戎を伐て、と。咸る。王 吳伯に命じて曰く、乃が白を以いて、毛父に左比せよ、と。王 呂伯に命じて曰く、乃が白を以いて毛父に右比せよ、と。命を趙して曰く、乃が族を以いて、父の征に従い、城を徯でて、父の身を衛れ、と。三年、東国を静んず。咸く天畏に殫れざるは亡く、丕いに純陟を界へられたり。……

毛伯は今次の東国瘡戎に対する征伐戦で、王朝派遣軍の総司令官に任ぜられており、吳伯と呂伯は麾下の軍を率いてその補佐にあたった

のであるが、毛伯は「號氏の服（戰事）」を継いだ時点で「毛公」と改称されていた様であり、毛国の国君（＝毛公）であるという資格で以て他の諸伯を属下に置いていた様に見える。称公が諸伯を属下に置く契機になっていたか否かはともかく、少なくとも（毛公―吳伯・呂伯）間「すなわち（公―伯）間」に上下序列が形成されていた点は確認できであろう。

又、王朝中央において当該序列が作用していた事を示す例として、永盂銘（中期「10322」、II「大型盂7」）がある。

佳十又二年初吉丁卯、益公内、即命于天子。公迺出厥命、賜界師永厥田陰陽洛。疆眾師俗父田。厥眾公出厥命、井伯、榮伯、尹氏、師俗父、趙仲。公迺命鄭嗣土函父、周人嗣工厪、丕史師氏邑人奎父、畢人師同、付永厥田。厥率田、厥疆宋句。……

これ十又二年初吉丁卯、益公内りて、命に天子に即く。公すなわちその命を出だし、師永にその田を陰陽洛に賜界う。疆は師俗父の田に眾ぶ。その公とその命を出だせしは、井伯、榮伯、尹氏、師俗父、趙仲なり。公すなわち鄭嗣土の函父、周人嗣工の厪、丕史師氏の邑人奎父、畢人師同に命じ、永にその田を付せしむ。その率いるは田、その疆するは宋句なり。……

益公は井伯、榮伯等六名から構成される執政団の中で筆頭格に位置づけられており、王朝中央においても（公―伯）の序列が機能していた様に見える。

しかしながら、他の執政団事例を参着すると、構成員内に公を含まない事もあり、それと同様に班簋銘に見える様な王朝主導の征伐時における総司令官も、第二章において挙例する様に、公に限るものではない。

つまり、当該序列は時に王朝秩序のもとでの序列と連動する事もありえたが、だからと言って公である事が他の内諸侯（諸伯仲叔季）の上位

に立つ資格として特に条件視されていたわけでもなかったものであり、この特徴は当該序列が本来同族内において運用される氏族制的な秩序に基づくものであったという点に由来するものと思われる。

要するに、《I》の序列は同族内及び他族間双方において見出されるのであるが、特に後者の場合は（必然的ではないもの）時に王朝内序列と併行関係を形成する事もあり得た（王朝の官制秩序に対して補完的役割を果たす事もあり得た）、という事になる。

## 第二節 （外諸侯の「侯」——内諸侯の伯仲叔季） なる序列

吉本氏は、外諸侯の「侯」を同族内における本族であると理解され、また内諸侯の伯仲叔季を本族に対する分族であると規定されており、両者の間に（本族—分族）の上下序列が存在したものと考えられている。

氏説は松井嘉徳氏の所説に基づくものであり、<sup>21</sup>松井氏は井氏や甝氏、鄧氏の分族化過程について検討されている。そして、就中井伯氏以下の井氏と井侯との関係について「魯侯と周王の側近く仕えた周公家、あるいは燕侯と召公家の関係に類した同族の分散居住」を想定されたのである。<sup>22</sup>

そうして吉本氏の場合は、上記の井侯、魯侯、燕侯等の諸「侯」側を「本家」と見做されたわけである。

しかし、松井氏に従って井氏の本貫地を陝西省宝鸡近傍に比定し、改めて「本貫地（＝本族の地）」と仮定するならば、井侯は井伯以下の井氏から見て「分族」であったと想定する論も成り立つはずであろう（同様に、松井氏が甝氏の本貫地として比定される陝西省境内の「宝鸡の甝」を甝氏の「本族」と見做すならば、「平陸—陝の甝」や「滎陽の甝」はその「分族」として理解される）。そしてこれとは逆に、夏の末裔とも殷の末裔とも伝承さ

れる鄧の場合は、湖北省襄樊近傍を本貫地（＝本族の地）として周の畿内へと分散居住した例として評価できるのではないかと思われる。<sup>23</sup>

要するに、外諸侯から内諸侯への分族過程があり得た析出順序である（鄧の例）のと同様に、内諸侯から外諸侯への分族化も可能性としてあり得た（井、甝の例）ものと考えられるのであり、全ての事例について「侯」（＝本族）と見做す視点は必然的ではないと思われるのである。

また、そもそも内外諸侯いずれが本族であったにしろ、本族と分族との間に明確な序列関係が存在した明証もない。確かに内外諸侯間の分族関係は王朝秩序と密接な併行関係を持っており、松井氏も指摘しておられる如く、王朝秩序を下支えする補完的役割を担っていたものと考えられるが、だからといって本族に分族を領導する権限が存在した事を想定する必要はないのである。

## 第三節 外諸侯における（侯—伯）なる序列

当該序列に関して最初に言及されたのは伊藤道治氏であり、<sup>24</sup>吉本氏は伊藤説に依拠されつつ具体例を列挙された。就中金文の例としては、〈1〉（康侯—洚伯逵）間、〈2〉（燕侯—伯矩）間、〈3〉（宜侯—鄭七伯）間における上下序列関係について指摘され、また文献上の例として〈4〉（魯侯—曹伯）間の従属関係を取り上げられた。

ではまず、金文の例から検討していこう。

〈1〉の事例は、北京市房山区琉璃河村の燕国墓地内M251墓<sup>25</sup>から出土した伯矩鬲銘（前期「689」）を典拠とするものであり、その鬲銘には、

在戊辰。匱侯賜伯矩貝。用作父戊尊彝。

とある。又、同じM251墓内から出土した盤銘に、

戊辰に在り。匱侯 伯矩に貝を賜う。用て父戊の尊彝をつくる。

癸伯矩、作宝尊彝。

癸伯矩、宝尊彝をつくる。

とある点から、伯矩は癸伯矩であったものと判断され、曹淑琴氏は殷代からつづく癸国の青銅器であったものと解釈されている<sup>②</sup>。又、墓葬地域の観点から見るとM251墓はⅡ区B群墓地に含まれ、当該墓地は宮本一夫氏によると「燕の封建に対し、新たに家臣として組み込まれた貴族層の家族墓域」であると推定されている<sup>③</sup>。

そうすると、(癸)伯矩は西周王朝初期における燕国封建に際し、燕侯に入臣した殷系の貴族であったものと考えられるのであるが、問題となるのはその称谓である。

従来、癸伯矩の「伯」はいわゆる爵称として理解されているのであるが(すなわち「某伯(+ )某」の称谓)、一方で金文中には「某(国名・地名・氏族名)+〈排行〉某」という形で釈読すべき称谓も見出されるのである。

例えば、伯辰鼎銘(中後期「2816」)に、

佳王八月、辰在丙午。王命鞞侯伯辰。曰、嗣乃祖考、侯于鞞。……

これ王の八月、辰は丙午に在り。王 鞞侯伯辰に命ず。曰く、乃が祖考を嗣ぎ、鞞に侯たれ。……

とある「鞞侯伯辰」の「伯辰」を爵称と見做すには無理があり、この場合は「鞞侯の伯辰」として釈読すべきものであろう。

同様に、垣侯鬲銘『近出』(後期、144)中に看取される「垣侯伯恒」の「伯恒」や、復公子簋銘(後期「4011—4013」)に見られる「復公子伯舍」の「伯舍」、また伯菱盤銘(春秋「10160」)中の「邛仲之孫伯菱」の「伯菱」等も、各々「〈排行〉某」称谓として了解すべきものであろう<sup>④</sup>。

そうして癸伯矩の称谓に関しても、例えば燕侯に出仕する属臣であつ

たという政治的立場や、そもそも「癸伯」と単称する事例がない点等を考慮するならば、むしろ「癸(国)(+ )「伯矩」」の称谓として理解すべきものと思われ、仮にそうであるとすると、(2)の事例を「侯」に従属する「伯」の事例として整理するという観点自体に疑問が生じてくるのである。

同様の疑問は、(1)の事例の渣伯遼の称谓についても指摘できる。

渣伯遼は、康侯簋銘(前期「4059」、IA「簋123」)に、

王東伐商邑。玆命康侯、鄙于衛。渣嗣土遼、眾鄙。……

王 商邑を東伐す。命を康侯に玆だし、衛に鄙つくらしむ。渣嗣土の遼、眾に鄙つくる。……

とあり、康侯の属臣として衛地における職事を補佐していた者である。関連器銘を列挙すると、

皿 渣伯遼作厥考宝旅尊(皿渣伯遼貞銘(前期「5363—5364」)〈

皿 渣伯遼 その考の宝旅尊をつくる。

遂 遂作宝尊彝(遂解銘(前期「6480」)〈

遂 宝尊彝をつくる。

皿 遂作厥考宝尊彝(皿遂盂銘(前期「10078」)〈

皿 遂 その考の宝尊彝をつくる。

等がある。

すなわち、渣伯遼は「渣嗣土遼」或いは「遂」等とも称されていたと考えられるのであるが、「渣伯」と単称する用例はない。

又、康侯簋銘の「渣嗣土」は一種の官職であって、前掲永孟銘所載の「奠嗣土(函父)」と同様に「渣地に職掌を特定された嗣土」として解釈すべきものである<sup>⑤</sup>。

そして、前述の様に某伯某称谓の事例の中に「某(+ )伯某」として理解し得る事例もあり得るとするなら、「渣伯遼」の称谓は「(康侯の属

臣として）洿地の嗣土職に任ぜられていた伯遂<sup>③</sup>として認識できるのである。

つまり、〈1〉の事例も事例〈2〉と同様、「侯」に従属する「伯」の事例としては認められないのではないかと思われる。

次に〈3〉の事例についてである。出典は宜侯矢簋銘（前期「4320」、IB「盤187」）であり、

佳四月、辰在丁未。王省武王，成王伐商圖，徭省東國圖。王位于宜宗社、南郷。王命虎侯矢。曰、繇、侯于宜。賜鬻鬻一亩，商瓚一〇，彤弓一，彤矢百，旅弓十，旅矢千。賜土：厥川三百〇，厥〇百又〇，厥〇邑卅又五，厥〇百又卅。賜在宜王人〇又七姓。賜鄭七伯，厥因千又五十夫。賜宜庶人六百又〇〇六夫。……

これ四月、辰は丁未に在り。王 武王、成王の伐ちし商圖を省し、徭でて東國の圖を省す。王 宜の宗社に位し、南郷す。王 虎侯矢に命ず。曰く、ああ、宜に侯たれ。鬻鬻一亩、商瓚一〇、彤弓一、彤矢百、旅弓十、旅矢千を賜う。土を賜う。…その川は三百〇、その〇は百又〇、その〇邑は卅又五、その〇は四百又卅なり。宜に在る王人〇又七姓を賜う。鄭の七伯、その因千又五十夫を賜う。宜の庶人六百又〇〇六夫を賜う。……

とある様に、王朝から宜侯に対して下賜された属民集団の一群を管轄する者として、「鄭七伯」の称谓が認められる。「鄭」はおそらく陝西王畿内の鄭地を指し、当地出自の七人の伯が所轄下の属民集団を統率し、宜侯の封地である宜地へと遷徙したものであろう。

この場合の「伯」は前述した「伯某」称谓の属臣とは異なり、「侯」に従属する諸「伯」の事例として評価できる。

しかし、後述する曹伯等が「侯」に準ずる国君レベルの「伯」であるのに対し、宜侯矢簋銘の「鄭七伯」は「鄭地の七伯」の意であって、

いわば「鄭伯」として鄭地全体を管轄する者ではない。この点は、大盂鼎銘（前期「2837」、IA「鼎187」）に、

佳九月、王在宗周。命孟。王若曰、孟。……今余佳命汝孟。敬離德経、敏朝夕入諫、享奔走畏天威。……王曰、孟。廼盪夾、死嗣戎。敏謹罰訟、夙夕盪我一人、烝四方。事我、其適省先王授民授疆土。賜汝鬻一亩、綱衣、市、鳥、車馬。賜乃祖南公旂、用獸。賜汝邦嗣四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫。賜夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫、……

これ九月、王 宗周に在り。孟に命ず。王 若く曰く、孟よ。……今 余はこれ汝孟に命じて盪榮せしむ。徳経を敬離して、敏しみて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天威を畏れよ。……王曰く、孟よ。すなわち盪夾して、戎を死嗣せよ。罰訟を敏しみ謹み、夙夕して我一人を盪け、四方に烝たらしめよ。我において、それ先王の授けられたまいし民と授けられたまいし疆土とを適省せよ。汝に鬻一亩、綱衣、市、鳥、車馬を賜う。乃が祖南公の旂を賜う、用て獸りせよ。汝に邦嗣四伯、人鬲馭より庶人に至るまで六百又五十又九夫を賜う。夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫を賜う。……

とあり、周王から孟に対して下賜されている「邦嗣四伯」、「夷嗣王臣十又三伯」と同様であって、かなり小規模な属民集団の長であったものと考えられる<sup>④</sup>。

つまり、外諸侯「伯」とは同名異質な小領主層であったものと判断されるのであり、両者を同列に論ずるといふ観点自体がそもそも適当ではあるまいと思われるのである<sup>⑤</sup>。

では続いて、文献上の例について見ていこう。

吉本氏は、魯侯に従属する「伯」として特に曹伯の事例のみを挙げて

おられるのであるが、同様に魯侯に従属する国君としては、他にも邾伯や滕侯の例が見出される。又、同様に外諸侯に従属する外諸侯「侯」の例として、宋公に従属的な薛侯の例や、齊侯に従属する莒侯の例もある。

すなわち、曹伯の事例も実はこれ等と同例なのであって、春秋期以降の争乱状況において頻見される「列国に従属する小国」の一例に他ならず、そこに何らかの伝統的序列規定の存在を想定する必然性は稀薄であると考えられるのである。

むしろ外諸侯「侯」と伯（仲叔季）の関係（吉本氏が提示された「侯」―伯）序列とは異なる）として積極的に評価すべきは、「侯」とその分族との関係なのであり、これは内諸侯でいえば《Ⅰ》（就中、同族内の「公―伯仲叔季」に相当する氏族制的序列関係であったものと認識でき

る。以上の様に、本章では吉本氏が提示された三序列に対する再検討作業を行ってきた。本章を終えるにあたり、ここまでの議論を整理しておく。

まず《Ⅰ》のうち、特に同族内における序列は内諸侯、外諸侯いずれにおいても見出されるものであって、王畿の内外を問わず諸侯は本族（「公」、 「侯」）を核とする族的上下序列関係を形成していたものと考えられた。

次に《Ⅱ》については、例えば本族が「侯」となって分族を王畿内に配していく分族化過程があり得たのと同様に、王畿内の本貫地に本族が拠点を構え、分支部を王畿外に「侯」として転出させる事もあり得たのではないかと推測した。また、〈本族―分族〉間に上下序列を想定するという観点自体に疑問を呈した。

最後に《Ⅲ》に関しては、まず「侯」に従属する某伯某稱謂者を「某（国名・地名・氏族名）＋（排行）某」稱謂者の事例として認識し、「伯」の事例からは除外するのが適当であるとした。ついで鄭七伯等については、多くても百数十人程度の属民を管轄する小領主層であったという点をふまえ、内・外諸侯クラスの「伯」と同列に評価する事は不適切であると判断した。又、魯侯に従属する曹伯については、春秋期以降になって顕著化する「列国に従属する小国」の事例の一つとして理解した。

この様に見てくると、西周期に内・外諸侯において実際に機能していたと思われる序列としては、

〔1〕内諸侯における（公―伯仲叔季）なる序列（特に同族内におけるもの）

〔2〕外諸侯における（侯）―（公）―（伯仲叔季）なる序列

の二類を提示できるのであり、〔1〕、〔2〕はいずれも氏族制的秩序を基盤とする序列であったという点で共通していた。そして又、内外諸侯の本族・分族関係は（両者間における上下序列は明証し得ないけれども）、前述の様に王朝秩序を下支えする補完的役割を果たしていたものと考えられたのである。

では逆に、内・外諸侯は「王朝側から」どのような形で捕捉され、組織化されていたのであろうか。換言すれば、本来氏族制的秩序に基づいていた内諸侯及び外諸侯、そして内・外諸侯間関係を王朝側は如何なる形式で以て一つの君臣秩序にまとめあげていたのであろうか。

次章においては、この点について検討を進めていく事にしたい。

## 第2章 西周代内諸侯・外諸侯間の統属関係と命令系統

周王と外諸侯（特に「侯」とは、多様な形で直接的接触を取り結んで

いた。初封・改封・襲封等の際は無論の事、例えば周王自らによる巡狩・征伐の機会にも王と「侯」との接見や王からの賜与が行われており、或いは逆に「侯」が王畿の宗周に入朝する事例もあった<sup>④</sup>。又、王朝は特定の臣に「侯」の補佐を命ずる事によって、「侯」の職事に参与させる事さえもあつた。

他方、本章で叙述していく様に、王命を帯びた内諸侯と外諸侯（特に「侯」との間には一定の序列関係が形成されていた様であり、周王朝では（王が主体となる個別的・偶発的統制とは別に）「内諸侯を介して外諸侯を把握・統制するシステム」が機能していたものと見られるのである。

本章では、まず当該システムの復元作業を行い、ついでそのシステムの問題点に関しても言及して、周王朝支配体制下の関中・陝東二重構造を支えていた回路の一端とその限界について明らかにしていく事にした。

### 第1節 〈内諸侯・外諸侯・（諸夷）〉間における

#### 統属関係

この統属関係の存在を示す典型的な事例として、駒父盨銘（後期「464」）を見ていこう。

唯王十又八年正月、南仲邦父命駒父、即南諸侯、率高父見南淮夷。厥取厥服、勤夷俗。豢不敢不敬畏王命。逆見我、厥献厥服。我乃至于淮、小大邦亡敢不□具逆王命。四月、還至于蔡、……

これ王の十又八年正月、南仲邦父 駒父に命じ、南諸侯に即き、高父を率いて南淮夷を見しむ。それその服を取り、夷の俗を勤む。豢えて敢えて王命を敬み畏れずんばあらず。逆えて我に見え、それその服を献ず。我すなわち淮に至るに、小大邦敢えて□具に王命を逆えざるはなし。四月、還りて蔡に至る。……

駒父は南仲邦父から南方疆域の巡察を命じられ、「南諸侯」に依拠しつつ（高父を率いて）南淮夷の撫恤に携わっており、「淮の小大邦」から服事の貢献を受けている。

命令発起者となつている南仲邦父は、南氏の銘文例から見て、いわば右者レベル<sup>④</sup>（執政団構成員クラス）の内諸侯であつたものと考えられる。だとすれば、南仲邦父から南域巡察の直接指揮を委ねられた駒父は、いわば受命者クラスの王官であつたという事になろう（高父は駒父の副官であると思われる）。

重要なのは、「南諸侯」が駒父の麾下で巡省に協力していたものと見られる点であり（蔡も「南諸侯」の一国としての立場から、巡省の經由地としての役割を果たしていたものであろう）、これこそ〈内諸侯—外諸侯〉間序列の实在を明示する統属箇所<sup>④</sup>に他ならない。そして、「淮の小大邦」の服事徴収に際して特に「南諸侯」が関与していたという点は、本来平時の〈南諸侯—南淮夷〉間においてある種の統属関係が存在した可能性をも示唆するのである。

そうすると、駒父盨銘の事例では「南仲邦父（内諸侯・右者クラス）—駒父（王官・受命者クラス）—南諸侯（外諸侯）—淮の小大邦（諸夷）」の命令系統が復元できるのである。

以下、本論では叙述上の観点から統属関係各単位の所属を記号化し、右者クラスの内諸侯やそれに準ずる王朝派遣軍の有力将領を「A+」、受命者クラスの王官や右者クラス以下の内諸侯、又は（王から見ての）陪臣者を「A」、外諸侯（「侯」及び諸侯レベルの畿外諸伯）を「B」、諸夷を「C」として表記していく事にする。

次に柞伯鼎銘（文物2006—5（後期））を見ていく。

佳四月既死霸、虢仲命柞伯。曰、在乃聖祖周公、繇有共于周邦。用昏無及。広伐南国。今汝其率蔡侯、左至于昏邑。既圍城。命蔡侯

告徴虢仲。遣氏曰、既昏。虢仲至。辛酉、搏戎。柞伯執訊二夫、獲馘十人。……

これ四月既死覇、虢仲 柞伯に命ず。曰く、乃が聖祖周公に在りては、もと周邦に共あり。用て昏めること及ぶものなし。南国を広伐す。今 汝それ蔡侯を率い、昏邑を左至せよ、と。既に城を囲めり。蔡侯に命じて虢仲に告徴せしむ。氏を遣して曰く、既に昏を囲めり、と。虢仲至る。辛酉、戎を搏つ。柞伯 執訊二夫、獲馘十人あり。……

柞伯は虢仲から（南方疆域における）戎の征伐を命ぜられており、柞伯のもとには蔡侯が従軍していた。とすると、本器銘ではまず「虢仲—柞伯—蔡侯」の命令系統が復元できる事になろう。

そうして、命令発起者となっている虢仲は、先述した南仲邦父と同様に（A+）に相当するレベルの内諸侯であったものと考えられ、柞伯は現地派遣官としての（A）、柞伯に従軍している蔡侯は（B）、征伐対象とされている戎は（C）に相当するであろう。

但し、戎については今次の軍事行動で征伐対象とされているのみであって、上述した駒父盨銘の「淮の小大邦」（淮夷）の様に、平常時における、特に征伐前におけるの貢賦関係を明示する事はできない（征伐後におけるの従属関係〈貢賦を伴う〉の成立は予想される）。それ故、戎との序列関係は可能性として指摘しておくにとどめる事にしたい。

要するに柞伯鼎銘の事例では「(A+)—(A)—(B)—(C)」の上下関係が認められるのである。

続いて四十二年逯鼎銘（考古与文物2003—3、宣王42年）について見てみよう。

唯卅又二年五月既生覇乙卯、王在周康穆宮。旦、王格大室、即位。嗣工散右吳速、入門、位中廷、北郷。尹氏授王贄書。王呼

史滅、冊贄速。王若曰、速。……余肇建長父、侯于楊。余命汝、奠長父。休、汝克奠于厥白。汝唯克型乃先祖考兵獵「犹」。出捷于井阿、于曆臚。汝不戮戎。汝臽長父以追、搏戎。乃即宕伐于弓谷。汝執訊獲馘、俘器車馬。汝敏于戎工、弗逆。朕親命贄汝矩鬯一卣、田于鄭卅田、于儻廿田。……

これ卅又二年五月既生覇乙卯、王 周の康穆宮に在り。旦、王大室に格り、位に即く。嗣工散 吳速を右け、門に入り、中廷に位し、北郷す。尹氏 王に贄書を授く。王 史滅を呼び、速に冊贄せしむ。王 若く曰く、速よ。……余 肇めて長父を建て、楊に侯たらしむ。余 汝に命じ、長父を奠めしむ。休ありて、汝 克くその白を奠む。汝 これ克く乃の先祖考の獵「犹」に兵つに型る。出でて井阿、曆臚に捷つ。汝 戎に戮れず。汝長父を臽り以いて追い、戎を搏つ。乃 すなわち弓谷に宕伐す。汝 執訊獲馘、俘器車馬あり。汝 戎工に敏め、逆らうことなし。朕 親ら命じて汝に矩鬯一卣、田は鄭の卅田、儻の廿田を贄う。……

吳速は長父の楊侯封建に関与していた様であり、その後楊侯は吳速の属下で戎征伐に従事していたものと見られる。楊地は山西省洪洞県東南に比定され、晋のやや北辺、戎の生活圏との接壤地に位置していたものである。この事例において嗣工散は吳速に対する冊命儀礼の右者となっており、上記二器銘の南仲邦父、虢仲同様に（A+）クラスの命令権者として参与していたものと推察される。

そうすると四十二年逯鼎銘では、「(A+) 嗣工散—(A) 吳速—(B) 楊侯—(C) 戎」の序列関係が復元できるのである。

次に小孟鼎銘（前期「2839」）について見てみる。

佳八月既望、辰在甲申。味爽、三左、三右、多君、入服酒。明、王

格周廟。．．．孟以多旂佩鬼方□□□□、入□門。告曰、王命孟、以□□伐鬼方□□□□。執酋二人、獲馘四千八百□十二馘、俘人万三千八十一人、俘馬□□匹、俘車卅兩、俘牛三百五十五牛、羊卅八羊。．．．入三門、即位中廷、北鄉。孟告。勳伯、即位。勳伯告。□□于明伯、繼伯、勳伯告。咸。孟以諸侯・侯甸、□□□□。孟告。咸。．．．

これ八月既望、辰は甲申に在り。昧爽、三左、三右、多君、入りて服酒す。明、王 周廟に格る。．．．孟 多旂を以いて鬼方の□□□□を佩びて、□門に入る。告げて曰く、王 孟に命じて、□□を以いて鬼方□□□□を伐たしめたまう。執酋二人、獲馘四千八百□十二馘、俘人万三千八十一人、俘馬□□匹、俘車卅兩、俘牛三百五十五牛、羊卅八羊。．．．三門に入り、位に中廷に即き、北郷す。孟 告ぐ。勳伯、位に即く。勳伯 告ぐ。明伯、繼伯、勳伯を□□□□し、告ぐ。咸る。孟 諸侯・侯甸を以いて、□□□□。孟 祉して告ぐ。咸る。．．．

器銘は周知の様に渤損が多くて通読し難いものであるが、告捷馘馘の礼を述べたものである。孟は王命を受けて鬼方を討伐しており、多くの俘馘を得る戦果を挙げた。そして、その功績を王の御前にて報告する諸儀礼の一つである中廷の儀礼では、まず孟がその武功を廟告し、ついで勳伯、明白、繼白等の諸伯が廟告を行い、最後に孟が諸侯・侯甸を率いて廟告しているのである。(1) 孟、(2) 勳伯をはじめとする諸伯、(3) 諸侯・侯甸の廟告順序は、今次の征伐における指揮系統の順序に対応していたものと考えられ、〈孟―勳伯等の諸伯―諸侯・侯甸〉の序列関係が想定される。そうして、孟は前述大孟鼎銘の孟と同一人物であり、(A+) クラスの有力内諸侯であったものと考えられ、孟に所属している勳伯、明伯、繼伯等は(A) クラスの内諸侯に相当す

るであろう。又、諸侯・侯甸は令方彝銘を参着すると、外諸侯に該当すると思われる(令方彝銘については第二節にて後述)。すなわち小孟鼎銘においては「(A+) 孟―(A) 勳伯等の諸伯―(B) 諸侯・侯甸―(C) 鬼方」の統属関係が抽出される事になる。上述した4事例が、いわば「(A+)―(A)―(B)―(C)」の命令系統の完全体を示している例であるのに対し、他の器銘の中には、当該命令系統の一部を欠落(或いは省略)しているのみで、基本的に完全体と同一形式から成り立っていたと見られる統属関係の事例も少なからず見出される。次にこれ等の器銘例について見ていこう。

〈1〉多友鼎銘(後期「2835」)

唯十月、用玁狁放興、広伐京白、告追于王。命武公、遣乃元士、羞追于京白。武公命多友、率公車羞追于京白。．．．多友迺献馘、馘、訊于公。武公迺献于王。迺曰武公曰、．．．賜汝土田。．．．武公在献宮。迺命向父、召多友。．．．公親曰多友曰、．．．賜汝圭瓚一、錫鐘一□、鑄攸百鈞。．．．

これ十月、玁狁放び興り、京白を広伐するを用て、王に告追す。武公に命ず、乃が元士を遣し、京白に羞追せよ、と。武公 多友に命じ、公の車を率いて京白に羞追せしむ。．．．多友すなわち俘、馘、訊を公に献ず。武公すなわち王に献ず。すなわち武公に曰いて曰く、．．．汝に土田を賜う、と。．．．武公 献宮に在り。すなわち向父に命じて、多友を召さしむ。．．．公 親ら多友に曰いて曰く、．．．汝に圭瓚一、錫鐘一□、鑄攸百鈞を賜う、と。．．．

〈2〉不嬰簋銘(後期「4328―4329」)

唯九月初吉戊申、伯氏曰、不娶、馭方。獾狁、広伐西兪。王命我、羞追于西。余来帰、猷禽。余命汝禦追于罍。汝以我車宕伐獾狁于高陶。……伯氏曰、不娶。汝小子、汝肇敏于戎工。賜汝弓一、矢束、臣五家、田十田。用従乃事。……

これ九月初吉戊申、伯氏曰く、不娶、馭方よ。獾狁、西兪を広伐す。王 我に命じ、西に羞追せしめたまう。余 来り帰り、禽を猷したり。余 汝に命じて罍に禦追せしむ。汝 我が車を以て獾狁を高陶に宕伐す。……伯氏曰く、不娶よ。汝小子なるも、汝 戎工に肇敏せり。汝に弓一、矢束、臣五家、田十田を賜う。用て乃の事に従え、と。……

〈3〉 条戠旨銘（中期「5419—5420」、II B「旨199」）

王命戎曰、馭、淮夷敢伐内国。汝其以成周師氏、戍于古白。伯薳父蔑彛曆、賜貝十朋。……

王 戎に命じて曰く、ああ、淮夷 敢えて内国を伐つ。汝 それ成周師氏を以いて、古白に戍れ、と。伯薳父 彛の曆を蔑わし、貝十朋を賜う。……

〈4〉 敵簋銘（後期「4323」）

佳王十月、王在成都。南淮夷遷及内、伐涇、昴、参泉、裕、敏陰、陽洛。王命敵追禦于上洛、愆谷。至于伊、班。長榜識首百、執訊冊、奪俘人四百、□于棠伯之所。于愆衣諱、復付厥君。佳王十又一月、王格于成周大廟。武公入右敵、告禽。馘百、訊冊。王蔑敵曆、使尹氏授。釐敵圭瓚、□、貝五十朋。賜田于欲五十田、于早五十田。……

これ王の十月、王 成周に在り。南淮夷 遷りて内に及び、涇、昴、参泉、裕、敏陰、陽洛を伐つ。王 敵に命じて上洛、愆谷に追禦せしむ。伊に至りて、班る。長榜識の首百、執訊冊、俘人

を奪うこと四百、棠伯の所に□す。愆に于て衣諱し、その君に復付す。これ王の十又一月、王 成周の大廟に格る。武公入りて敵を右け、禽を告ぐ。馘百、訊冊なり。王 敵の曆を蔑わし、尹氏をして授けしむ。敵に圭瓚、□、貝五十朋を釐う。田は欲の五十田、早の五十田を賜う。……

〈5〉 寧鼎銘（前期「2740—2741」、II A「鼎212」）

佳王伐東夷。濂公命寧眾史旃。曰、以師氏眾有嗣、後国、□伐賂。……

これ王 東夷を伐つ。濂公 寧と史旃とに命ず。曰く、師氏と有嗣、後国とを以い、賂を□伐せよ、と。……

〈6〉 小臣謎簋銘（前期「4238—4239」、II A「簋259」）

馭、東夷大反。伯懋父以殷八白、征東夷。……雫厥復帰、在牧白。伯懋父承王命、賜白率征自五鬪貝。小臣謎蔑曆、眾賜貝。……

ここに、東夷大いに反す。伯懋父 殷八白を以い、東夷を征す。……ここにそれ復帰し、牧白に在り。伯懋父 王命を承けて、白に率征して五より鬪れる貝を賜う。小臣謎 蔑曆せられ、眾貝を賜う。……

まず多友鼎銘及び不嬰簋銘では、各々「武公」<sup>55</sup>（＝井公）及び「伯氏」<sup>56</sup>が任命権者（又、直接王命を受ける者）（＝A+）となっており、（A）「多友」及び「不嬰、馭方」に命じて（C）獾狁を討伐させている。

獾狁は関中北部から洛水、涇水の河谷流域に沿って王畿内へと侵攻していたものと考えられ、その撃攘にあたっては関中内諸侯の諸伯集団や関中王畿北辺の外諸侯「侯」が従事していたものと見られる。<sup>57</sup>

次に、条戠旨銘について見ていく。条戠<sup>58</sup>は王命を受け、成周師氏を統率して淮夷の「内国」侵攻を迎撃しており、征討後に伯薳父から賞賜を受けている。

この事例の場合、伯雍父は命令発起者となつてはいない（彖或は周王から直接親任されている）のであるが、現地派遣官である彖或（ⅡA）に対する戦後の蔑曆担当者としてそれに準ずる立場にいた者であると解釈され、また当時の対南方戦略面においては（A+）クラスの内諸侯に相当する立場の有力将領であつたものと考えられる。

そうすると、彖或貞銘から復元される序列関係は、「（A+）伯雍父—（A）彖或—（C）淮夷」という系統図で示す事ができるのである。

同様の図式は、敵簋銘からも復元される。

敵は王命を受け、河南王畿方面に対する南淮夷の侵攻を迎撃しており、戦勝後には成周の大廟において王から賞賜を受けている。

その賞与儀礼にあたって右者をつとめていた武公「多友鼎銘の武公（Ⅱ井公）と同一人物と見られる」は、禹鼎銘（第三節にて後述）によると同時期の南方経略面において枢要の地位に就いていた人物であり、彖或貞銘の伯雍父と同様に（A+）相当の有力将領（又、内諸侯）であつたものと見られる。そうすると、敵簋銘では「（A+）武公—（A）敵—（C）南淮夷」の系統図が導き出される事になる。

続いて寧鼎銘及び小臣諶簋銘について検討する。

まず寧鼎銘では、濂公が寧と史旌とに命じて滕（東夷の一国であろう）を征伐させている。史旌は員貞銘（前期「5387」、ⅡA「貞184」）を見ると、「員、従史旌伐会。員、先内邑。員俘金、……（員、史旌に従い会を伐つ。員、先して邑に入る。員、金を俘れり。……）」という様に、独自に一軍を率いて会を討伐しており、前掲多友鼎銘の多友や不嬰簋銘の不嬰と同様の私臣ではなく、史職の王官であつたものと考えられる。史旌と並称される寧も、又同様の身分の王官であつたのではないかと推察する。

一方、小臣諶簋銘で軍の統帥者となつている伯懋父は、東夷征伐の

みならず北方疆域征伐にも携わつていた有力将領であり、戦勝後に賞賜を受けている小臣諶は、伯懋父の属臣として武功を挙げた者であると認められる。

そうすると、前者では「（A+）濂公—（A）寧、史旌—（C）滕」、後者では「（A+）伯懋父—（A）小臣諶—（C）東夷」の序列系統が復元できるのである。

では次に、（A+）のみを欠落した事例として、以下の諸器銘を見ていこう。

〈1〉土山盤銘〈中国歴史文物2002—1〉<sup>⑧</sup>

佳王十又六年九月既生霸甲申、王在周新宮。王各大室、即位。土山入門、位中廷、北郷。王呼作冊尹、冊命山。曰、于入萁侯、出、微都、荆、方服、暨大藉服、履服、六孳服。萁侯、都、方寶貝、金。……

これ王の十又六年九月既生霸甲申、王 周の新宮に在り。王大室に各り、位に即く。土山 門に入り、中廷に位し、北郷す。王作冊尹を呼び、山に冊命す。曰く、于いて萁侯に入り、出でて、都、荆、方の服を徴すること、大藉服、履服、六孳服に暨べ、と。萁侯、都、方、貝、金を寶る。……

〈2〉師寰簋銘（後期「4313—4314」、ⅢB「簋377」）

王若曰、師寰父。淮夷繇我賈晦臣、今敢褫厥衆段、反厥工吏、弗績我東国。今余肇命汝、率齊币、貝、棗、秣、尿、左右虎臣、征淮夷、即質厥邦酋。……

王 若く曰く、師寰父よ。淮夷はもと我が賈晦の臣なるに、今敢えてその衆段を褫し、その工吏に反し、我が東国に績あらざらしむ。今 余肇めて汝に命じ、齊币、貝、棗、秣、尿、左右虎

命者クラスの王官(ⅡA)に該当すると思われる。

又、師寰簋銘、史密簋銘に関しては、それぞれ(師寰簋)〔(A)師寰父〕(B)齊币、眞、萊、𠄎、𠄎―(C)淮夷〕、(史密簋)〔(A)師俗、史密―(B)齊白、族徒、遂人、萊伯、𠄎、𠄎―(C)南夷の盧、虎、杞夷、舟夷〕の序列関係が再構成される。

両器銘では(B)の部分(眞、族徒、遂人)以外重複しており、同時期・同地域を対象とした征伐について記しているものと思われる。

師寰簋銘の師寰父は、寰盤銘(後期「10172」)で受命者となっていると見られる。同様に、史密簋銘で主将格に任じている師俗に關しても、受命時に史職である史密と並称・並記されている点から、(A)クラスの王官であったものと見做されよう(前掲寧甌銘で、史廌と並称されている甌と同様である)。

次に師寰簋銘の「齊币、眞、萊、𠄎、𠄎」及び史密簋銘の「齊白、族徒、遂人、萊伯、𠄎、𠄎」についてであるが、まず「齊币」(「齊白」)が外諸侯である「齊の軍」を指すという点で諸家の解釈はほぼ一致している。そして、史密簋銘に見える「族徒(族人)、遂人」については諸家の説が分かれるのであるが、「齊白」と並称され、また師俗等が来る以前に「齊白」と密接な軍事行動をとっている点等から、「齊国関連諸軍」として理解すべきであろう。そうして、師寰簋銘に見える「眞」は外諸侯である眞侯の事を指すと思われる。また、師寰簋銘の「萊」が諸侯レベルの畿外諸伯である「萊伯」を指す事は史密簋銘に明示されており、「萊」と並称される「𠄎」, 「𠄎」(史密簋銘の「𠄎」, 「𠄎」)も萊伯同様の畿外諸伯であるものと推測される。

要するに、「齊币」(「齊白」)以下の諸集団は(B)〔外諸侯「侯」及び「伯」から成る混合軍事集団〕であると見て大過なからうと思われる。

臣を率いて、淮夷を征し、即きてその邦酋を質さしむ。・・・

〔3〕史密簋銘(考古与文物1989—3)<sup>⑧</sup>  
 佳十又二月、王命師俗、史密、曰、東征、故南夷。盧、虎会杞夷、舟夷、譚、不阨、広伐東国。齊白、族徒、遂人乃執鄙、寛、惡。師俗率齊白、遂人、左□伐長必。史密右率族人、萊伯、𠄎、𠄎周伐長必、獲百人。・・・

これ十又二月、王 師俗、史密に命じて曰く、東征し、南夷を故て、と。盧、虎は杞夷、舟夷と会し、譚しく、不阨にして、東国を広伐す。齊白、族徒、遂人 すなわち鄙、寛、惡を執う。師俗 齊白、遂人を率いて、左より長必を□伐す。史密 右より族人、萊伯、𠄎、𠄎を率いて長必を周伐す。百人を獲る。・・・

〔4〕乖伯簋銘(後期「4331」)

佳王九年九月甲寅、王命益公、征眉敖。益公至、告。二月、眉敖至見、献賁。己未、王命仲、致婦乖伯鬻裘。王若曰、乖伯。朕丕顯祖文、武、応受大命。乃祖克棗先王、翼自他邦、又績于大命。我亦弗□享邦、賜汝鬻裘。乖伯拜手稽首。天子休弗忘小裔邦。・・・

これ王の九年九月甲寅、王 益公に命じ、眉敖を征せしむ。益公至り、告ぐ。二月、眉敖至り見えて、賁を献ず。己未、王 仲に命じて、婦乖伯に鬻裘を致さしむ。王 若く曰く、乖伯よ。朕が丕顯なる祖 文、武、大命を応受す。乃が祖 克く先王を棗け、他邦より翼け、又大命に績あり。我もまた享邦を□せず、汝に鬻裘を賜う、と。乖伯、拜手稽首す。天子 休にして小裔邦を忘れたまわず。・・・

士山盤銘では、士山が(B)「尊侯」を経由して(C)「都、荆、方」を巡視し、「服」の督察を行っている(「服」は前掲駒父盨銘所載の「服事」と同例であろう)<sup>⑨</sup>。士山は典型的な冊命儀礼で以て任ぜられており、(受

続いて乖伯簋銘についてである。

益公（注④で指摘した様に、右者クラスの内諸侯）による眉敖征伐の際、乖伯は眉敖帰順を実現する上で何らかの功績があった様であり、仲を通じて王からの賜与を受けている。そうして乖伯は本来、「朕丕顯祖文、武、応受大命。乃祖克稟先王、翼自他邦、又績于大命。」とある様に、周王朝成初期に入臣した「他邦の小裔邦」なのであって、外諸侯（諸侯レベルの畿外諸伯）として理解される立場の者であった。

また仲については、今次の征伐の総司令官が益公であったという点を考慮すると、益公に次ぐ地位の王官であったのではないかと思われる。そうすると、「(A+) 益公—(A) 仲—(B) 乖伯—(C) 眉敖」の序列系統が復元できる様に思われるが、仲と益公の序列関係は不明確であり、益公とは別個の立場で王命を伝達していた可能性もある。

それ故、ここではひとまず仲を(A)クラスの王官であると理解した上で、(A+)のみ欠落した事例として解釈しておく。

次に、(A+)及び(B)が欠落している例としては、以下の2器銘がある。

〔1〕戎方鼎二銘（中期「2824」、ⅡB「方鼎87」）

戎曰、烏虜、王唯念戎辟刺考甲公、王用肇使乃子戎、率虎臣禦淮戎。……

戎曰く、ああ、王はこれ戎の辟たる刺考甲公を念い、王用て肇ぎて乃子なる戎をして、虎臣を率いて淮戎を禦がしめたまう。……

〔2〕戎簋銘（中期「4322」、ⅡB「簋300」）

唯六月初吉乙酉、在高白。戎伐𡗗。戎率有嗣、師氏奔追、禦戎于臧林、搏戎馘。……

これ六月初吉乙酉、高白に在り。戎 馘を伐つ。戎 有嗣、師

氏を率いて奔追し、戎を臧林に禦ぎ、戎馘を搏つ。……

戎方鼎二銘、戎簋銘の戎は彖戎貞銘の彖戎と同一人物であり、彖戎が(A)であると見られる点については先述した通りである。

上記した諸事例のうち、討伐者側で欠落する事なく言及されていたのは内諸侯の(A+)乃至は(A)であり、この点は内諸侯が当該統属関係において主導的役割を担っていた事情を反映しているものと思われる。

但し、(A+)もしくは(A)を介在させずに(B)が王命に基づき直接的に(C)を征伐していたのではないかと疑われる例が一例あり、それが晋侯蘇鐘銘「『近出』（後期、35—50）」である。

佳王卅又三年、王親適省東国、南国。……二月既死霸壬寅、王殿往東、三月方死霸、王至于□、分行。王親命晋侯蘇、率乃白、左洧、北洧□、伐夙夷。……王至晋侯蘇自。王降自車、位南嚮、親命晋侯蘇、自西北隅敦伐匭城。……王佳返歸、在成周公族整自宮。……王格大室、即位。王呼善夫曰、召晋侯蘇。入門、位中廷。王親賜駒四匹。……王御于邑伐宮。……王格大室。嗣工揚父入右晋侯蘇。王親儕晋侯蘇拒鬯一卣、弓矢百、馬四匹。……

これ王の卅又三年、王親ら東国、南国を適省す。……二月既死霸壬寅、王 東に殿往し、三月方死霸、王 □に至り、分行す。王親ら晋侯蘇に命ず、乃が白を率い、左より洧を洧し、北より□を洧し、夙夷を伐て、と。……王 晋侯蘇の自に至る。王車より降り、位して南嚮し、親ら晋侯蘇に命ず、西北隅より匭城を敦伐せよ、と。……王これ返り歸りて、成周の公族整自宮に在り。……王 大室に格子、位に即く。王 善夫を呼びて曰く、晋侯蘇を召せ、と。門に入り、中廷に位す。王親ら駒四匹を

賜う。・・・王 邑伐宮に御す。・・・王 大室に格る。嗣工  
揚父 入りて晋侯蘇を右く。王 親ら晋侯蘇に拒鬯一卣，弓矢  
百，馬四匹を齊る。・・・

周王による東方征伐の際、(B)「晋侯」は王命に直接基づいて(C)「夙夷」を征討しており、この場合晋侯は(A+)又は(A)を仲介者として親征していた様に見える。

しかしながら、戦勝後に晋侯は嗣工揚父を右者とする下賜儀礼を受けており、先述した彖或卣銘や故簋銘の事例を踏まえるならば、やはりこの場合の晋侯も(A+)クラスの内諸侯を上位者とする統属関係に組み込まれていたものと判断されるのである。

ただ、「侯」が王命に基づいて直属的に参軍しているという点は重要であり(又、嗣工揚父が右者をつとめる下賜儀礼の前後では、「親命」や「親賜」、「親儕」等の用語によって、王との直接的統属関係が強調されている)、西周後期<sup>⑧</sup>になって明確化してくる〈王室による「侯」重視政策〉の一端を示しているものと思われる(この点については、第三章にて後述する事にする)。

## 第二節 〈内諸侯・外諸侯〉間における統属関係

周王朝における(内諸侯—外諸侯)序列の重要性を示唆するのが当該序列であり、ここでは特に王畿内外諸侯間の命令系統が強調される。完全体は「(A+)—(B)」の形式であり、(A)が両者をつなぐ役割を担っているのが特徴である。

まず(A)の介在が明示されている事例から見ていこう。

〈1〉 馮颺銘(中期「948」、II「馮49」)

佳六月既死霸丙寅、師雍父戌在古白。馮従。師雍父肩、使馮使于馱侯。馱侯蔑馮曆、賜馮金。・・・

これ六月既死霸丙寅、師雍父 戌りて古白に在り。馮 従う。  
師雍父 肩す。馮をして馱侯に使せしむ。馱侯 馮の曆を蔑わし、馮に金を賜う。・・・

〈2〉 仲幾父簋銘(後期「3954」)

仲幾父使幾使于諸侯，諸監。・・・  
仲幾父 幾をして諸侯，諸監に使せしむ。・・・

〈3〉 厲侯玉戈銘「陳夢家『西周銅器断代』五(考古学報1956—3)」<sup>⑨</sup>

六月丙寅、王在豊。命大保省南国。帥漢造官南、命厲侯辟用□走百人。

六月丙寅、王 豊に在り。大保に命じて南国を省せしむ。帥漢官南に造り、厲侯に辟用の□走百人を命ず。

馮颺銘の師雍父(＝伯雍父)は、前述の様に南方疆域における当時の有力将領であり、属臣である馮を派遣して馱侯との間に一定の統属関係を形成していたのではないかと思われる<sup>⑩</sup>。

すなわち、「(A+) 師雍父—(B) 馱侯」の序列関係が再構成されるのであり、この場合(A)クラスの馮は、(A+)、(B)双方を結び付ける仲介者としての機能をはたしていたものと見られる<sup>⑪</sup>。

又、同様に仲幾父簋銘及び厲侯玉戈銘に関しても、図式的には、

「(A+) 仲幾父—(B) 諸侯・諸監」

「(A+) 大保—(B) 厲侯」

という形の序列関係が抽出され、(A+)〈「仲幾父」，「大保」〉が(A)〈「幾」，「帥漢」〉を仲介者として(B)〈「諸侯，諸監」，「厲侯」〉との間に一定の命令系統を形成していたものと考えられる。

次に、(A)を欠落(おそらく省略)している事例としては、以下の諸器銘がある。

〈1〉 魯侯簋銘(前期「4029」)

唯王命明公、遣三族伐東国。在魯。魯侯有囹工。……

これ王 明公に命じ、三族を遣わして東国を伐たしむ。魯に在り。魯侯に囹功有り。……

〈2〉 令方彝銘(前期「9901」、IB「方彝41」)

佳八月、辰在甲申。王命周公子明保、尹三事、四方、授卿事寮。……佳十月、月吉癸未、明公朝至于成周、诰命。舍三事命、眾卿事寮眾諸尹眾里君眾百工。眾諸侯・侯、甸、男、舍四方命。……

これ八月、辰は甲申に在り。王 周公の子明保に命じ、三事、四方を尹さしめ、卿事寮を授く。……これ十月、月吉癸未、明公 朝に成周に至り、命を誥だす。三事の命を舍くに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにし、諸侯・侯、甸、男とともに、四方の命を舍く。……

〈3〉 鬲簋銘(後期「4215」、III A「簋368」)

唯王正月、辰在甲午。王曰、鬲。命汝嗣成周里人眾諸侯大亜、訊訟罰。……

これ王の正月、辰は甲午に在り。王曰く、鬲よ。汝に命じて成周の里人と諸侯の大亜とを訊せしむ。訟罰を訊せよ。……

〈4〉 兮甲盤銘(後期「10174」、III B「盤74」)

佳五年三月既死霸庚寅、王初各伐玁狁于畱廬。兮甲従王。折首執訊、休亡敗。王賜兮甲馬四匹、駒車。王命甲。政嗣成周四方積、至于南淮夷。淮夷旧我賁晦人。母敢不出其賁、其積、其進人。……

これ五年三月既死霸庚寅、王 初めて玁狁を畱廬に各伐す。兮甲 王に従う。折首執訊あり、休にして敗むことなし。王 兮甲に馬四匹、駒車を賜う。王 甲に命ず。成周四方の積を政嗣し、南淮夷に至れ。淮夷はもと我が賁晦の人なり。敢えてその賁、

その積、その進人を出ださざるなかれ。……

まず魯侯簋銘について見てみよう。器銘所載の明公は、令方彝銘において「三事の命・四方の命」を総覧する要職に就いており、(A+)相当の内諸侯であったものと思われる。「東国」(＝東方外諸侯地域)での紛乱に際し、同じく東方外諸侯の一である魯侯の協力を得つつ鎮定が行われたものである。「(A+) 明公―(B) 魯侯」の統属関係が抽出される。

続いて令方彝銘以下の3器銘について見ていく。

令方彝銘所載の「三事の命」は成周において卿事寮、諸尹、里君、百工に対して発令されており、(陝東河南王畿の中核である)成周に拠点を置く王朝官制組織を対象として出された布告であったものと考えられる。そうして、これと対比的に発令されている「四方の命」は諸侯・侯、甸、男<sup>⑤</sup>に対するものであり、河南王畿を中軸としてその周辺域から淮夷等の諸夷地域に至るまで展開していたと見られる外諸侯地域(「東国」、 「南国」)を対象とした布告であったものと解釈されよう。すなわち、(A+)クラスの内諸侯が王朝機関を媒介として外諸侯群との間に全般的な形で統属関係を構成していた点が確認できるのである。

次に鬲鼎銘についてであるが、鬲が管理を命ぜられている「成周里人」及び「諸侯大亜」<sup>⑥</sup>は、令方彝銘所載の「三事の命」の対象とされていた「里君」、及び「四方の命」の対象とされていた「諸侯」侯、甸、男<sup>⑦</sup>に各々対応するものであると思われる。成周において、おそらく明公の場合と比べるとより部分的な形で内服と外服に対する職務を兼任していたものであろう。王朝は同一官人に内外服の職務を兼任させる事によって、内外服の紐帯の一層の強化を図っていたのではなからうか。

又、兮甲盤銘では、兮甲が成周において淮夷等の諸夷から徴収される貢賦物の管理者に任ぜられており、成周が外諸侯地域のみならず諸夷地

域にとっても一種の政治的ターミナルとして機能していた点が了解されるのである。

以上3器銘に共通して看取されるのは、河南王畿の中核である成周を結節点とする〈内諸侯―外諸侯、諸夷〉間統属関係の存在であり、有力内諸侯は陝東中原地域へと出向（もしくは当地に分族を配置<sup>⑧</sup>）し、王朝直属の臣としての立場から外諸侯及び諸夷との交渉を統轄していたものであろう。鬲や兮甲は、明公のそれに準ずる要職に就いていたという点から、(A+)乃至は(A)クラスの有力内諸侯或いは王官であったのではないかと思われる。

### 第三節 「内諸侯―外諸侯」間統属関係・

「外諸侯―諸夷」間統属関係」間に

胚胎する危機

前述の様に、内諸侯は王朝による征伐に際して一般的に主導的役割を担っており、これに対して外諸侯は征伐に参与する事があったとしても主導的地位に立つ事はきわめて稀であった<sup>⑨</sup>。

一方、王朝の命を受けた内諸侯は成周を拠点として外諸侯を統轄しており、特に西周代中後期以降になると、内諸侯は王朝儀礼の場で外諸侯の右者を務める事もあった<sup>⑩</sup>。なお、《周王の代理》として外諸侯地域を巡省し得るのも王命を帯びた内諸侯及び王官のみであり、外諸侯が巡省を担当する事例は未見である。

以上の様に見てくると、周王朝支配体制下における〈内諸侯―外諸侯〉序列の存在は自明であり、王朝は周王自らによる巡狩活動と共に内諸侯の政治的諸活動に拠りつつ外諸侯を統制していたものと思われる。

他方の外諸侯の場合は、前掲駒父盨銘や土山盤銘、師寰簋銘等から窺われる様に、その周辺諸夷との間に平常時において一定の統属関係を

保持していたものと推定され、諸夷は外諸侯を仲介者として、前述兮甲盤銘や師寰簋銘に見た様な諸義務を負担していたものと思われる。

すなわち、上述した「(A+)―(A)―(B)―(C)」の統属関係は内外王畿間における序列関係という観点から見ると、中枢的役割を果たす「(A+)―(A)」の序列とその縁辺部における「(B)―(C)」の序列に2分されるのであり、王朝は〈内諸侯―外諸侯〉序列を介して諸夷を統制していたわけである。

ここで、当該統属関係の問題点として指摘できるのは、その命令系統がある意味外諸侯の動向に依存せざるを得ないという脆弱な基盤の上に成り立っていたと見られる点であり、換言すれば、外諸侯の向背如何によつてはこの命令系統は容易に2極分解されてしまう事があり得たものと見られるのである。

その様な構造的欠陥に起因する紛擾が顕在化した事例として、宗周鐘銘（後期「260」、Ⅲ「鐘49」<sup>⑪</sup>）が挙げられる。

王肇適省文，武勤疆土。南国戡子敢陷虐我土。王敦伐其至，撲伐厥都。戡子迺遣間、来逆昭王。南夷，東夷具見，廿又六邦。……隼，其万年，畹保四国。

王 肇めて文，武の勤めたまえる疆土を適省す。南国戡子敢えて我が土を陥虐す。王 敦伐してそれ至り，その都を撲伐す。戡子すなわち遣間し，来り逆えて王に昭ゆ。南夷，東夷の具に見ゆるは，廿又六邦なり。……隼よ，それ万年までも，畹く四国を保たんことを。

南国戡子は、南方外諸侯地域である「南国」の有力者であったものと見られるのであるが（諸侯レベルの畿外諸伯に相当する者であろう）、その反乱鎮定後に戡子と共に周王のもとへと来見した「南夷・東夷」の二十六邦は、今次の戡子反乱に参与した諸夷であつて、もともと平常時

において段子との間に一定の統属関係を持っていたものと推測される。

つまり南国段子の反乱とは、「(B) 外諸侯—(C) 諸夷」の統属関係に基づく外諸侯主導の反乱であったものと考えられるのである。

南国段子の反乱によって示唆された「乱の構図」を一層明確に示しているのが、禹鼎銘(後期)「2833—2834」、ⅢB「鼎301」<sup>⑧</sup>に記された鄂侯反乱である。

禹曰、丕顛迺々皇祖穆公、克夾召先王、奠四方。肆武公亦弗遐忘朕聖祖考幽大叔、懿叔、命禹併朕祖考、政于井邦。肆禹亦弗敢恣、惕恭朕辟之命。烏虜、哀哉、用天、降大喪于下国。亦唯鄂侯馭方率南淮夷、東夷、広伐南国、東国、至于歴内。王迺命西六白、殷八白曰、撲伐鄂侯馭方、勿遺寿幼。肆自彌怵匄匡、弗克伐鄂。肆武公迺遣禹、率公戎車百乘、斯馭二百、徒千。曰、于匡朕肅謨、衷西六白、殷八白伐鄂侯馭方、勿遺寿幼。季禹以武公徒馭、至于鄂、敦伐鄂休。獲厥君馭方。……

禹曰く、丕顛にして迺々たる皇祖穆公、克く先王を夾召し、四方を奠めたまえり。ゆえに武公もまた朕が聖祖考幽大叔、懿叔を遐忘したまわず、禹に命じて朕が祖考を併ぎて、井邦に政せしめたまう。ゆえに禹もまた敢えて恣らず、朕が辟の命を惕恭す。ああ、哀しい哉、用て天、大喪を下国に降す。またこれ鄂侯馭方南淮夷、東夷を率いて、南国、東国を広伐し、歴内に至る。王すなわち西六白、殷八白に命じて曰く、鄂侯馭方を撲伐し、寿幼を遺すなかれ、と。ここに自彌怵し匄匡し、鄂を伐つこと克わず。ゆえに武公すなわち禹を遣わし、公の戎車百乘、斯馭二百、徒千を率いしむ。曰く、于いて朕が肅謨を匡にし、西六白、殷八白を衷めて鄂侯馭方を伐ち、寿幼を遺すなかれ、と。ここに禹武公の徒馭を率い、鄂に至り、鄂を敦伐して休あり。その君

馭方を獲たり。……

鄂侯は、南淮夷・東夷を率いて「東国・南国」の地を侵掠しており、これに対して王朝側からは、井武公の私臣(井邦の執政官)である禹が迎撃のため派遣されている。

すなわち、鄂侯は平常時における「(B) — (C)」の統属関係に依拠して反乱を主導していたのであり、これに対して王朝側は「(A+) — (A)」の統属関係を発動して対抗させ、内諸侯主体の王朝直属軍(西六師・殷八師)で以て王畿内侵攻を阻止させたものと見られるのである。平常時における統属関係の完全体は、「(A+) 井武公 — (A) 禹 — (B) 鄂侯 — (C) 南淮夷・東夷」という形に復元できるものと思われる。

鄂侯反乱は、外諸侯「侯」による初めての大規模反乱であると同時に、「【王畿】 — (畿外)」の対抗の構図」を明確化した事件でもあり、また西周王朝支配体制における東西構造瓦解の前兆であったとも言えるのである。

### 第三章 西周末期における内諸侯と外諸侯

前述の様に、西周王朝支配体制の二重構造を揺るがす危機は、まず外諸侯地域から(外諸侯—諸夷)の統属関係に基づく反乱という形で顕在化した。それが例えば厲王代における南国段子の乱や或いは鄂侯馭方の反乱であったわけであり、また王畿北辺で獫狁や戎の侵掠活動が活発化し始めるのも厲王代から宣王代にかけての時期であったものと考えられる(前掲兮甲盤銘及び注<sup>⑨</sup>所引虢季子伯盤銘(いずれも宣王代<sup>⑩</sup>)の例)。

一方で厲王代末期には、関中王畿内において王室と内諸侯群との間における対立関係が深刻化していた様であり、それが厲王の彘出奔へ

とつながったものと見られる（すなわち、関中内諸侯群による周王放逐）<sup>92</sup>。

この政変後、暫定的に周王朝では伯鯀父等を中心とする執政団「(A+) クラスの内諸侯集団」による共治体制が布かれたものと考えられるが、この時点においてはまだ平王代初頭に見られる様な、外諸侯群による周王奉戴という事態にまでは進展しなかった。その理由として、当該期における周王室と外諸侯群との間の（いわば関中地域内諸侯集団との対抗をも視野に入れた）協力関係の未成立、乃至は外諸侯群側における連合関係の未形成等が想定されるが、しかしこの厲王放逐事件は周王室及び外諸侯群双方にとって一つのインパクトにはなったものと思われる（例えば、厲王の放逐先である虢地を勢力圏とする晋侯に対し、爾後の勤王的行動を喚起したものと考えられる）<sup>93</sup>。

それ故宣王期以降に入り、周王室が関中王畿「内諸侯」勢力と対峙する上で、或いは王朝の東西構造分解を阻止する上で、要として重要な役割を期待したのは有力外諸侯群であったものと考えられる。

以下、西周後期（主に宣王代）における周王室の「侯」重視政策を地域別に整理してみよう。

### 《1》 王畿北辺地域（陝西北部～山西北部）

この方面において最も警戒すべきは、獫狁や戎の動向であり、就中山西北部に拠点を持つ戎の侵攻に対する対抗策の一環としてとられたのが、長父の楊侯封建であったものと考えられる（前掲四十二年速鼎銘）。

また、同じく宣王代に晋侯の勤王的行動が際立っているが（前掲晋侯蘇鐘銘）、本来晋侯に期待する役割の一つに、やはり北辺の藩衛という側面もあったものと思われる。なお、韓侯に対して「特殊な権能」が付与されたとされるのも宣王代の事であった<sup>94</sup>。

### 《2》 王畿東辺地域（河北東部～山東西部）

前掲師寰簋銘や史密簋銘で見たように、この方面での脅威は（おそらく泗水流域から遡上して来る）淮夷の侵攻であった。当該地域に列置されていた魯侯、鑄侯、薛侯、滕侯等（以上、金文で確認される当該地域の諸侯）が本来期待されていたのも、彼等の封地以東の諸夷や封地以南の淮夷等からの服事の徴収及び彼等の侵掠に対する守藩としての役割であったであろう。宣王代に繋けられる魯の伯御討伐記事及び魯孝公の擁立記事<sup>95</sup>は、魯侯を傀儡化し、東方鎮守の要にさせようとした王朝側の意図を示唆しているのではないかと思われる。

### 《3》 王畿南辺地域（河南南部）

漢水流域方面からの北上を凶る淮夷の侵攻を防ぐにあたって、要地となるのは南陽盆地であった。この地を淮夷に抑えられると、魯山乃至は嵩崑崙山で成周を中心とする洛陽平原への進出を許す結果にもつながりかねないのであって（また、商崑崙山で関中平原へも到達し得る）、そもそも鄂侯反乱が周王朝にとって大きな脅威となり得たのも、鄂侯の本拠が南陽盆地に位置していたために他ならない。

そのため厲王は、この地に新たに申侯を封建し、南部外諸侯地域支配体制の再建を図ったものと考えられ<sup>96</sup>、宣王代・幽王代を通じてその政策は踏襲されたものと思われる<sup>97</sup>。

では次に、西周後期における周王室と関中内諸侯群との関係は如何なる推移を示したのであろうか。

周王室は当該期において、新封地を与える事によって内諸侯群との関係修復を図り、一方では王朝の東西構造補強を意図したのではないかと思われる。

例えば、松井嘉徳氏によつて指摘された関中王畿内要地（鄭、豊、城、咸）への新分族配置<sup>⑤</sup>は、内諸侯に対する封土再分配を示している一方で、又これ等の地が軍事的要地であると思われる点に着目すると、獫狁等諸夷の侵攻に対する王朝中核地域の防衛力強化を企図した措置であつたものとも見做せるであろう。

又、〈平陸—陝〉の地への虢氏新封も同様の措置であり、この場合は有力氏族である虢氏に対し、関中・河南の両王畿を結ぶ橋頭堡の確保を期待した施策であつたものと考えられる<sup>⑥</sup>。

しかし、前述した様な有力外諸侯群との提携強化及び陝東地域強化策「侯」重視政策<sup>⑦</sup>は、かえつて有力外諸侯の自立化を促し、外諸侯地域の周王朝支配体制からの離脱を促進する結果を招いたものと思われる<sup>⑧</sup>。

幽王敗滅（前771年）をもたらした主因は申侯の反乱であつたが、申侯が反乱の主導者となり得た前提として、前述の様に厲王代以降付与されていた政治力と、対淮夷防衛力強化を念頭に置いた王朝から申国に対する重点的軍事力投下があつたものと推察される<sup>⑨</sup>。

幽王敗滅後、関中地域の内諸侯群は虢氏を中心に携王を擁立し、体制立て直しを図つた。一方これに対して陝東外諸侯群は有力外諸侯であつた晋侯、魯侯、申侯等が連合関係を形成して、平王を共同奉戴するに至つた（いわば春秋期における、外諸侯群の周王推戴同盟体制の原型）<sup>⑩</sup>。

その後、携王は晋文侯の討伐を受けて敗滅し（前760年）、以後関中地域は紛乱してやがて外諸侯化した秦伯の台頭を見る。

一方、陝東地域においては、洛陽平原に疆域を拡大して外諸侯化した鄭伯が台頭し、成周に本拠を移した平王を擁するに至つた<sup>⑪</sup>。

成周への奠都は、周王朝発祥の地である関中地域の失陥というやむを得ぬ事情によるものではあつたが、同時に宣王代以降模索していた周王

権の新体制構想（外諸侯群に奉戴される王室）の具現化でもあつたのであり、また伝統的中原王朝の地に中心的拠点を遷す事によつて、いわば第三の正統王朝として再生する道を選択したとも言えよう。

### 終わりに

本論では、周王朝支配体制下における二重構造の実態を解明する試みの一つとして、特に外諸侯と周王権との秩序関係に関して検討してきた。そして、「(A+)」（右者レベルの内諸侯）—(A)（主に受命者レベルの王官）—(B)（外諸侯）—(C)（諸夷）」の命令系統を復元し、〈内諸侯—外諸侯〉間に明白な序列関係が存在し、周王権が内諸侯を通じて外諸侯を統御していた点について指摘した。そうして、西周代後期における外諸侯反乱が「(B) — (C)」の命令系統に基づくものであつたと推察し、「(A+) — (A)」と「(B) — (C)」という対立の構図が、周王朝体制崩壊をもたらした東西対立構造の遠因となつていたものと考えたのである。

以上の様に本論では、「周王朝体制下において外諸侯が如何に把握されてきたのか、また外諸侯の動向が王朝の盛衰と如何に関連していたのか」という点を中心に論述してきた。それ故次稿においては、周王朝発足時に胚胎した問題にシフトを移し、主に周王権と内諸侯との関連について考察を進めていく事にしたい。

### 注

① 西江清高1993、1994参照（論著名については、本稿末尾の「引用文献一覧」参照。以下同じ）。

② 筆者は、「夏王朝」と断定するのは時期尚早であると考え。殷王朝の

場合と異なり、出土文字史料に明証を欠くためである。なお、夏王朝説をとる論著としては、岡村秀典2003等がある。

③ 本論では、張立東1996に従い、先商文化漳河型を下七垣文化と称する立場をとる。

④ 「周方弗其有禍」「郭沫若主編1983、八四七二、「周方弗無禍」「同上書、八四七二」等。

⑤ 王宇信1984参照。

〔1〕(岐山鳳雛村出土H11—1)

〔癸巳、彝文武帝乙宗。貞、王其那祭成唐。〕

〔2〕(岐山鳳雛村出土H11—84)

〔貞、王其棗佑大甲。卽周方伯、〕

〔3〕(岐山鳳雛村出土H11—3)

〔衣王田、至于帛。王隻田。〕

〔2〕所載の「周方伯」について、陳全方1982は、「是殷帝太甲對他的稱呼」と解釈されている(「王」は周君を指すものと見ておられる)。そうすると、周君は自称と他称を(すなわち国内稱謂と対外稱呼を)使い分けしていたという事になる。

⑥ 「命周侯、今生月亡禍」〔董作賓1948、四三六〕

⑦ 犵尊銘(前期「6014」、IA「觚形尊83」)を参着すると、

佳王初遷宅于成周。……在四月。丙戌、王誥宗小子于京室。

曰、……佳武王既克大邑商、則廷告于天。曰、余其宅茲中国、自之辭民。……

これ王 初めて遷りて成周に宅る。……四月に在り。丙戌、王京室にて宗小子に誥ぐ。曰く、……これ武王 既に大邑商に克ち、則ち天に廷告す。曰く、余 それこの中国に宅り、これより民を辭めん、と。……

とあり、成周の地を「中国」と称している。周人にとって「中国」とは、河南王畿(「初期王朝」以来の伝統的中原の地)を指すものと認識されていたのであろう(伊藤道治氏等にも同様の指摘がある(伊藤道治1987、399頁参照))。

ちなみに、宜侯矢簋銘(前期「4320」、IB「簋187」)に、

佳四月、辰在丁未。王省武王、成王伐商圖、徭省東國圖。……

これ四月、辰は丁未に在り。王 武王、成王の伐ちし商圖を省し、徭でて東國の圖を省す。……

とあるのを参着すると、「商圖」(「殷の直轄的支配地域」(「内服王畿」)と「東國圖」(「それ以东の外服地域」)とは区別して認識されていた様である。

なお、本論では青銅器銘の断代について、中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(文物出版社、1984、1994年)〔以下『集成』〕及び劉雨、盧岩『近出殷周金文集成』(中華書局、2002年)〔以下『近出』〕の断代案と林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器総覧—』(吉川弘文館、1984年)、同上『春秋時代青銅器の研究—殷周時代青銅器総覧三—』(吉川弘文館、1989年)〔以下、いずれも『研究』〕の断代案を用い、上記の様に〔1〕『集成』又は『近出』の断代案、〔2〕『集成』又は『近出』の著録番号、〔3〕『研究』の断代案、〔4〕『研究』の著録番号の順に表記する事にする(『近出』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』及び『近出』の断代案の西周早期、晩期を本論では前期、後期と改めた)。

なお、これ等に未収録のものについては、著録書名または著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する(断代案について別考に従う場合は、その旨注記した)。

⑧ 但し、この事は王畿西方域、北方域に対する支配が東方域、南方域に比べて磐石であったという(支配力の強弱)を示すわけではない。あくまで(支配方法の仕組み)が西方域、北方域と東方域、南方域とでは異なっていたという事情を示唆しているものと考えるべきである。周知の様に、例えば周王朝は北方域において獫狁等の侵攻に苦慮している。

なお、「西國」、「北國」の語が見出されない点について松井嘉徳氏は「このことは周の征討活動がもっぱら東方・南方あるいは北方に展開したことに関連しており」と説明されている(松井嘉徳2002—(a)、30頁参照)。

⑨ 以下本論では、いわゆる爵称としての“侯”を称する諸侯(金文では

「侯于某」の表現で以て、某地に封ぜられた諸侯（の場合、特に「侯」と表記する事にし、凡称としての諸侯と区別する）。

⑩ 殷代の封建制に関しては、胡厚宣1944、陳夢家1956の第九章「政治区域」の条、島邦男1958の第三章「殷の封建」の条等を参照。

このうち島氏は、五等爵のうち殷において用いられていたのは、「侯・伯・子」のみであったとされ、特に「子」は同姓の諸侯であったと解釈されている。なお松丸道雄氏も「侯・伯」について、「子」と異なり殷王室と血縁関係を持たない部族出身の族長であったものと見ておられる（松丸道雄2003参照）。

また、令方彝銘（前期「9901」、IB「方彝41」）に、明公が成周で発した命に關して、「眾諸侯・侯，甸，男，舍四方命（諸侯・侯，甸，男とともに、四方の命を舍く）」とあり、一方大孟鼎銘（前期「2837」、IB「鼎187」）に、周王から孟に対する命の中で、「我聞、殷墜命、佳殷辺侯甸、率肆于酒、故喪白（我聞くに、殷の命を墜せしは、これ殷の辺侯甸と殷の正百辟と、率いて酒に肆い、故に白を喪いたればなり）」とあるのによると、周王朝側は殷王朝にも自王朝のそれと類した諸侯が存在していたものと観念していた様である。

⑪ 但し、関中地域にも「侯」は封ぜられていた様である。善鼎銘（中期「2820」）に、

佳十又二月初吉、辰在丁亥。王在宗周、王各大師宮。王曰、善。昔先王既命汝佐胥彙侯。今余唯肇繼先王命、命汝佐胥彙侯、監幽白戊。賜汝乃祖旂、用事。……

これ十又二月初吉、辰は丁亥に在り。王 宗周に在り、王 大師の宮に格る。王曰く、善よ。昔 先王既に汝に命じて彙侯を佐胥せしめたり。今 余これ先王の命を肇繼す。汝に命じて彙侯を佐胥し、幽白の戌を監せしむ。汝に乃の祖の旂を賜う。用て事えよ、と。……

とあるのによると、善は彙侯の補佐を命じられ、幽地にあった軍事拠点の監察に任じられていた。幽は関中王畿にある周王朝の故地であり、そうすると善の上官として幽地の総監的立場に就いている彙侯の封地も、その近在の関中王畿北辺であったものと推定されよう。つまり、関

中地域にも「侯」が封建されていたものと考えられる。

しかしながら、周王朝によって封建された「侯」の封地であったと考えられる比定地は、周知の様にその全てが陝東地域に偏在しているのであり、関中地域に比定できる事例は未見である（彙侯の封地である彙地の比定地も未詳である）。

要するに、周王朝の「侯」は関中地域で成立し陝東地域へと拡張適用されたのではなく、陝東地域を制圧した段階で、従来陝東地域で用いられていた形式を模倣する形で関中地域に導入されたものであると推定されるのである。

そうして、その事例は西周末期に至るまで、例外的と言える程に稀少なものであったと思われる。

⑫ 洛陽平原を核とする陝東王畿地域は、関中地域在来の政治組織が移入される一方で、後述するように陝東王畿外諸「侯」地域を統合する機能をも備えていた様である。そういう意味で、陝東王畿地域は関中地域、陝東地域双方の政治文化要素が融合する場であったとも言える。

⑬ 松井嘉徳2002a、63頁参照。また、同氏2002bにも、同様の指摘がある。

⑭ 周原甲骨でも、諸公、伯、叔の用例が列挙できる「畢公」（H11-45）、「虫伯」（H11-22）、「楚伯」（H11-14）、「成叔」（H11-278）。

⑮ 吉本道雅1994参照。

なお、五等爵制に関する近年の論考として、石黒ひさ子2006がある。⑯ この場合の「公」は内諸侯国の国君としての地位を示す称呼であり、「伯仲叔季」は内諸侯の親族称谓（注⑱参照）である。吉本道雅氏が「公」と伯仲叔季の間には相互に排他的な身分的上下を想定しえない」（吉本1994）と述べておられるのは、伯が公に就位する事例があるためであると思われる。

⑰ 吉本氏も、同様の見解を示されている（吉本道雅2005、71頁、注⑳参照）。

⑱ 〈榮公（榮伯）—榮季〉間序列関係を成り立たせる背景として、〈伯—季〉間における輩行序列が伏在していた可能性があらう。

例えば、弭叔簋銘（後期「4253—4254」、ⅢA「簋347」）に、  
 佳五月初吉甲戌、王在莽。格于大室、即位中廷。井叔内右師宋。王  
 呼尹氏、冊命師宋。賜汝赤鳥、攸勒、用楚弭伯。師宋拜稽首、敢對  
 揚天子休、用作朕文祖寶簋。弭叔、其万年。子々孫々、永宝用。

これ五月初吉甲戌、王 莽に在り。大室に格り、位に中廷に即く。  
 井叔内りて師宋を右く。王 尹氏を呼び、師宋に冊命せしむ。汝  
 に赤鳥、攸勒を賜う、用て弭伯を楚げよ、と。師宋拜稽首し、敢  
 えて天子の休に対揚し、用て朕が文祖の宝簋をつくる。弭叔よ、  
 それ万年ならんことを。子々孫々、永く宝用せよ。

とあり、周王が弭叔（＝師宋）に対して弭伯の補佐を命じているのも、  
 〈伯—叔〉間における輩行序列を前提としたものであったと思われる。

一方で、伯が公（＝国君）となる事は必ずしも確定していなかった様  
 である。通例は伯（＝伯家当主）が公に就位したものと予想されるが、  
 例えば逆鐘銘（後期「60—63」）では、

佳王元年三月既生霸庚申、叔氏在大廟。叔氏命史盪、召逆。叔氏若  
 曰、逆。乃祖考□政于公室。今余賜汝干五、錫戈彤綬。用鞮于公室  
 僕、庸、臣、妾、小子室家。……

これ王の元年三月既生霸庚申、叔氏 大廟に在り。叔氏 史盪に  
 命じ、逆を召さしむ。叔氏 若く曰く、逆よ。乃が祖考 公室に  
 □政せり。今 余汝に干五、錫戈彤綬を賜う。用て公室の僕、  
 庸、臣、妾、小子の室家を鞮せよ。……

という様に、叔氏が逆に対する任命権者となっており、又「公室」で儀  
 礼が執り行われている点から見て、叔氏は卯簋銘の榮伯（＝榮家の伯氏）  
 同様、公でもあったものと推察される。

なお、伯仲叔季に関する見解は松井嘉徳氏の考察に従う（松井嘉徳2  
 002a、220頁参照）。松井氏は井氏を例にとり、「それらは単なる  
 兄弟間の排行の併存ではなく、それぞれ井伯家・井叔家・井季家とでも  
 いうべき分族に分節されていたものと判断できる」と述べておられる。  
 又、吉本道雅氏も井伯、井叔について「井公の分族の当主である（井伯  
 は井公そのものである可能性がある）」と述べられ、同様の見解を示して  
 おられる（吉本道雅2005、59頁参照）。

①9 號城公の服を継承した事が「毛伯から毛公への改称」の契機となつて  
 いたという点は、伊藤道治氏の解釈に従う（伊藤道治1987、123  
 頁124頁参照）。

②0 例えば五祀衛鼎銘（中期「2832」、ⅡB「鼎235」）では、

佳正月初吉庚戌、衛以邦君厲告于井伯、伯邑父、定伯、隰伯、伯俗  
 父。曰、厲曰、余執共王卹工、于邵大室東、逆燹二川。曰、余舍汝  
 田五田。正、迺訊厲曰、汝貯田不。厲迺許曰、余審貯田五田。井  
 伯、伯邑父、定伯、隰伯、伯俗父迺顛、使厲誓。……

これ正月初吉庚戌、衛 邦君厲と以に井伯、伯邑父、定伯、隰  
 伯、伯俗父に告ぐ。曰く、厲は曰く、余 共王の卹功を執り、邵  
 大室の東に于て、逆に二川を燹らさんとす。曰く、余 汝に田五  
 田を舍えん、と。正、すなわち厲に訊けて曰く、汝 田を貯るや  
 不やと。厲すなわち許して曰く、余 審んで田五田を貯らん、と。  
 井伯、伯邑父、定伯、隰伯、伯俗父すなわち顛りて、厲をして誓  
 わしめたり。……

とある様に、井伯、伯邑父、定伯、隰伯、伯俗父の五名が執政団を構成  
 しており、また三年裘衛盂銘（中期「9456」、Ⅲ「盂79」）では、

佳三年三月既生霸壬寅、……矩伯庶人、取瑾璋于裘衛。在八十朋  
 厥貯。其舍田十田。矩或取赤虎兩、麀棗兩、棗輪一。在廿朋。其舍  
 田三田。裘衛迺斃告于伯邑父、榮伯、定伯、隰伯、單伯。伯邑父、  
 榮伯、定伯、隰伯、單伯、迺命參有嗣。嗣土散邑、嗣馬單旌、嗣工  
 邑人服、眾受田圃、趙。……

これ三年三月既生霸壬寅、……矩伯の庶人、瑾璋を裘衛に取る。  
 八十朋の貯に在り。それ田十田を舍う、と。矩或た赤虎兩、麀棗  
 兩、棗輪一を取る。廿朋に在り。それ田三田を舍う、と。裘衛す  
 なわち斃んで伯邑父、榮伯、定伯、隰伯、單伯に告ぐ。伯邑父、  
 榮伯、定伯、隰伯、單伯、すなわち參有嗣、嗣土散邑、嗣馬單旌、  
 嗣工邑人服に命じて、田を圃、趙に受くるに眾はしむ。……  
 とある様に、伯邑父、榮伯、定伯、隰伯、單伯の五名が執政団となっ  
 ている。

いずれにも公は含まれていない。

- ⑲ 松井嘉徳2002a、第三部・第二章「分節する氏族」参照。
- ⑳ 松井嘉徳2002a、227頁参照。
- ㉑ 井、號、鄧の本貫地比定については、各々松井嘉徳2002aの224頁、238頁、241頁参照。
- ㉒ 松井氏は、「(周王朝は)そのような諸地に分散居住していた諸氏の血縁関係によって、最終的には周王へと収斂する求心力を維持していたのである」と指摘されている(松井嘉徳2002a、242頁参照)。
- ㉓ なお松井氏は、松井嘉徳1986において内外諸侯を本族とし、後述する新分族(鄭井叔等)と対比されている。また松井嘉徳2002a「第三部・第二章・「分節する氏族」」においては、内諸侯諸伯仲叔季を「地域化されていない」分族と規定され、新分族を「地域化された」分族であると表現されている(外諸侯も「地域化」されていない分族に含められている)。両論考共に、内・外諸侯間の(本族—分族)関係については明確な論及がなされていない。
- ㉔ 伊藤道治1975、258頁及び280～281頁の注②参照。
- ㉕ 北京市文物研究所1995参照。
- ㉖ 曹淑琴1989参照。
- ㉗ 宮本一夫2000、131頁参照。
- ㉘ 鄆公簋銘(春秋「4016—4017」)の「鄆公伯盤、番君伯鬲銘(春秋「10136」)の「番君伯鬲」等も同様の例であると思われる。又、他排行の稱謂例としては、陳公子仲慶 簠銘(春秋「4597」)の「陳公子仲慶」等がある。
- ㉙ なお、「某+〈排行〉某」の稱謂については、或いは「某+〈排行〉某父」稱謂の省略形である可能性も指摘できよう。「某+〈排行〉某父」の稱謂例については、松井嘉徳2002aの第三部・第一章「西周の氏族制」参照。
- ㉚ 渣嗣土の解釈については、松井嘉徳2002a、79頁参照。
- ㉛ 白川静氏は、渣嗣土の稱伯について「後に至って伯と稱する地位を得たのであろう」と解釈されている(『通釈』1上、156頁)が、虞嗣寇壺銘(後期「9694—9695」)に「虞嗣寇伯吹」とある様に、官職名と伯某稱謂は並存し得るものであった。

- ㉜ なお、他の排行稱謂の例としては、魯嗣徒仲齊盨銘(春秋「4440—4441」)の「魯嗣徒仲齊」等がある。
- ㉝ 鄭地は陝西省華県近傍に比定される(李学勤1999参照)。
- ㉞ 白川静氏は、宜侯矢簋銘所載の鄭七伯について、一伯につき管理していたのは150人程度であると見ておられる。又、大孟鼎銘所載の邦嗣四伯については、一伯につき165人、夷嗣王臣十三伯については、一伯につき80人程度管理していたものとされている(『通釈』1下、550～551頁、671頁参照)。要するにこの場合の伯は、多くとも150人程度の属民を擁する小領主であったわけである。
- ㉟ 又、伊藤道治氏も鄭七伯について「この七伯の伯は、五等爵制の公侯伯子男というときの伯とは異なるものであり、・・・はるかに小規模の集団の長を意味している」と指摘されている(伊藤1987、104頁参照)。
- ㊱ 大孟鼎銘所載の孟は、「敬雛德経、敏朝夕入諫(德経を敬雛して、敏しみて朝夕に入りて諫め)」とある様に、周王の側近く仕えて周王の誤りを正す重臣であったものと考えられ、おそらくは関中王畿内に所領を有する内諸侯であったものと推測される(鼎の出土地が陝西省郿県である点も、参考になろう。なお、白川氏も内諸侯説を採られている(『通釈』1下、673頁参照)。もしそうであるとすると、大孟鼎銘の「伯」は「内服において内諸侯に從属する伯」の事例として理解できるであろう。すなわち、「小領主層としての伯」の場合、内外諸侯いずれに対しても從属していたものと考えられる。
- ㊲ 曹伯は、前616年、前612年、前584年、前552年に魯に対して片務的に入朝している。
- ㊳ 邾伯は、前608年、前585年、前573年、前572年、前545年、前495年に魯に対して片務的に入朝している(前496年における邾伯の訪魯は、杜注に従って朝礼を伴わなかったものと解釈しておく。又、前495年には1月の入朝に続き、5月にも魯定公の葬儀に出席するため訪魯している)。
- ㊴ 滕侯は、前712年、前710年、前615年、前567年、前493年に魯に対して片務的に入朝している(前542年には、魯襄公の葬

儀に出席するため訪魯している。

③7 前509年に晋が同盟諸侯を動員して成周の城墻を修築させようとした際、宋は自国の工事負担を薛、滕、邾の3国に分担させようとした。その事情について『左伝』定公元年条では、「宋仲幾不受功、曰『滕、薛、邾、吾役也。』。薛宰曰『宋為無道、絶我小国於周、以我適楚、故我常従宋。』」と記しており、当時薛等の諸小国は宋に対して従属的態度をとっていたものと見られる。

③8 莒侯は前542年に齊に入朝しており、前541年以降は莒著邱公、共公、郊公の3代にわたって齊が莒侯の擁立に関与した。

③9 吉本氏は、外諸侯の国君（「侯」に限らない）分族の事例として、特に春秋金文を典拠として莒叔、邾叔、曾仲、邛仲、楚叔の用例を列挙されている（吉本道雅1994）。

金文上における「侯」の分族の事例としては、上記以外に眞仲（眞仲罍銘（前期「6511」））、応叔（応叔鼎銘（前期「2172」））、铸叔（铸叔作嬴氏鼎銘（春秋「2568、4560」））、胡叔（胡叔鼎銘（中期「2767」））、鄂叔（鄂叔簋銘（前期「3574」））等の用例が確認できる。

又、金文上では晋公、燕公、陳公等の様に「侯」を「公」とも称する事は一般的であり、「侯」称谓者が畿外封建地における本族（内諸侯の「公」に相当する）となっていたものと考えられる。すなわち、侯とその分族（伯仲叔季）間には上下序列関係の存在が想定される。

なお、吉本氏は外諸侯「伯」の事例として、微伯の例も挙げておられる（吉本道雅1994）。微伯の称谓については、竹内康浩氏が検討されており（竹内康浩1991）、「微伯癩」、「微癩」、「癩」、「微伯」の称谓ヴァリエーションを抽出された。「微伯」の称谓例はあれども「伯癩」の称谓例が見出されない点は、微伯が本来外諸侯であった事を示唆しているものと思われる。但し微氏の場合は、西周初期（武王代）に周に土地を与えられて以降閔中王畿内に入居しており、以後は史職の王官として仕えていたものとみられる。外諸侯「伯」の事例としてはむしろ乖伯を挙げるべきであろう（乖伯簋（後期「4331」））。

④0 初封時の例としては、克盂銘（『近出』…（前期「442」））が燕侯封建にあつたの事情を伝えており、また麦尊銘（前期「6015」）には同様に井侯の封建に関する記述がある。なお文献上では、左伝定公四年条に魯侯、衛侯、晋侯の封建に関わる記載がある。

改封については、前掲宜侯矢簋銘に虎侯から宜侯への異動を記しており、また襲封に関しては前掲伯辰鼎銘にその例（軛侯の襲位）が見える。④1 応侯に対する姑地での賜与の例（『再簋銘』『近出』…（中期「485」））や、南征時に鄂侯に対してなされた礪地での賜与の例（鄂侯駟方鼎銘（後期「2810」））等がある。

④2 燕侯旨鼎銘（前期「2628」、I B「鬲95」）によると、燕侯は宗周で王に見事している。又、献侯鼎銘（前期「2626」、I A「鬲81」）に見える献侯や、前掲麦尊銘の井侯も同様に宗周で王に見事している。

④3 前掲善鼎銘では、注①で述べた様に、周王が善に対して魯侯の補佐を命じている。又、井侯簋銘（前期「4241」、II A「簋229」）では、王が榮と内史に対して、井侯の職事の補佐を命じている。

④4 南氏の事例では、裘衛簋銘（中期「4256」、II B「簋299」）の南伯と、無奭鼎銘（後期「2814」、II B「鼎260」）の嗣土南仲が右者を務めている。後者の嗣土南仲は、南仲邦父と同一人物であった可能性もある。

④5 前掲永孟銘所載の執政団員である益公は、王臣簋銘（中期「4268」）等で右者を務めており、同様に永孟銘中の井伯は七年趙曹鼎銘（中期「2783」）等で、榮伯は康鼎銘（中期後期「2786」、III A「鼎288」）等で、師俗父（＝伯俗父）は庚季鼎銘（中期「2781」）で右者に任じられている。又、前掲五祀衛鼎銘所載の執政団員である定伯は、即簋銘（中期「4250」、II B「簋324」）で右者を務めている。

以上の諸例から見て、右者クラスの者は執政団員に就任する資格を備えていたと判断される。

④6 白川静氏は、駒父と師奎父鼎銘（中期「2813」、III A「鼎275」）所載の内史駒が同一人物であったものと推測されている（『通釈』6、221頁）。

史官には王官と諸侯所屬のものがあつた（前掲逆鐘銘の史盂は、諸侯

所属の史官の例である)が、金文の用例ではそのほとんどが王官であり、特に「内史」の事例はほぼ王官のみである。それ故、もし駒父が内史駒と同一人物であったとすると、南氏の私臣ではなく王官であった可能性が高いと思われる(内史については、張重初、劉雨1986の29頁参照)。

④7 兮甲盤銘(後期「10174」、ⅢB「盤74」)に、

「淮夷旧我賈晦人。毋敢不出其賈・其積・其進人(淮夷はもと我が賈晦の人なり。敢えてその賈、その積、その進人を出ださざるなかれ。)」とある様に、淮夷は本来貢賦を王朝に奉獻する属民であった。貢賦納入が定期的に行われていたとするならば、それは本来(いわば臨時的な)王朝使節による徴収という形をとるのではなく、むしろ近在の隣接外諸侯の手を介して納付されていたと見た方が適当なのではないだろうか(「そして、同じく兮甲盤銘に「政嗣成周四方積」といわれる如く、貢賦物は陝東王畿の成周において集積され、一部は関中王畿へと搬送されたものであろう)。駒父盃銘や兮甲盤銘に見える王朝使節の派遣は、一旦失われた貢賦関係を回復するために(或いは再確認するために)とられた特殊な措置であったのではないかと思われる。

④8 晁福林氏も「周王朝―南諸侯―淮夷諸方国」の等級関係について指摘されている(晁福林2004)。但し、内諸侯内における(右者―受命者)の序列については看過されている。

④9 朱鳳瀚氏は「是銘文反映出来的諸侯之間在一定条件下形成的等級差异」と述べられ(朱鳳瀚2006)、柞伯鼎銘に見える諸侯の序列関係について指摘されている。

⑤0 何簋銘(後期「4202」)では、「唯三月初吉庚午、王在華宮。王呼號仲、入右何、……(これ三月初吉庚午、王華宮に在り。王號仲を呼びて、入りて何を右けしむ。)」という様に、號仲が右者を務めている。

⑤1 朱鳳瀚氏が指摘されている如く(朱鳳瀚2006)、もし柞伯が左伝僖公二十四年条に見える「周公之胤」の一國としての「柞伯」であるとする、河南省延津の北に封地があったものと考えられる(陳槃1969・冊四・103、柞の条参照)。そうすると、「関中内諸侯―河南内諸

侯」間に上下序列を想定し得る可能性もある。

⑤2 號仲盃銘(後期「4435」、ⅢA「盃11」)に、

「號仲以王南征、伐南淮夷。在成周、作旅盃。茲盃有十又二。(號仲王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盃をつくる。茲の盃、十又二有り。)」

とある南征は、或いは柞伯鼎銘における戎征伐と同時期のものであろう。柞伯鼎銘によると、征伐の途中から號仲自ら現地へ向かった様であるが、號仲盃銘に見る如く、基本的に號仲は成周に本営を構えて後方支援にあたっていたものと思われる。

⑤3 李学勤2003参照。

⑤4 孟が有力内諸侯であったと見られる点については、注③参照。

⑤5 「武公」は南宮柳鼎銘(後期「2805」、ⅢA「鼎285」)で右者を務めている。又、吉本氏も指摘されている如く(吉本道雅1994)、禹鼎銘(後期「2833―2834」、ⅢB「鼎301」)によると武公は内諸侯国「井邦」の国君でもあったと考えられ、井公とも称される立場の者であったものと見られる。

⑤6 白川静氏は、不嬰簋銘所載の「伯氏」を號季子伯盤銘(後期「10173」、鑪1)所載の「號季子伯」(すなわち内諸侯の號季氏)と同一人物であると見ておられる(『通釈』3下、822―823頁参照)。又、不嬰と駘方を別人とする解釈は、白川氏に従う(同上書、820頁参照)。

⑤7 多友及び不嬰、駘方は各々武公、伯氏の私臣であったものと考えられ、王朝から見ると陪臣としての位置づけになる。当該命令系統においては、王官に準ずる地位の者として理解される。

⑤8 獫狁の侵攻経路に関する従来の所説は、おおそ陝西説と山西説に二分される。本論では、李峰氏等の見解に従い、陝西説をとる(李峰1999参照)。

⑤9 注⑤の論考で李峰氏が指摘されている様に、涇水上流域の靈台県には王朝の軍事拠点が設けられており、漂伯等の内諸侯諸伯集団が駐屯していた(靈台県の軍事集団の概要については、甘肅省博物館1977参照)。

また、周王朝の故地である幽には、前注①で述べた様に鼻侯が総監する軍事施設が設けられていた。有事の際には、鼻侯も(A+)クラスの内諸侯の統制下に従軍していた可能性が指摘できる。

一方、山西北部の戎に対しては、前掲四十二年逖鼎銘で見た様に、中央から派遣された(A)クラスの王官乃至は(A+)クラスの有力将領の統帥下で外諸侯が動員されていたものであろう。

⑥0 彖は、他器銘では「彖」,「彖」,「彖伯彖」,「伯彖」と称されている。前述した癸伯矩, 渣伯遂の事例と同様、本論では「彖」(+「伯彖」の称谓として解釈しておく。内諸侯レベル以下の王官であろう。

⑥1 前述した四十二年逖鼎銘所載の銅工散に類する立場で蔑歴を担当していたものと思われる。

⑥2 伯雍父(=師雍父)の南征活動は、馮甌銘(中期「948」, II「甌49」)や馮鼎銘(中期「2721」), 馮解銘(中期「6008」), 穢旨銘(中期「5411」), 彖簋一銘(中期「4122」)等でも確認され、当時、王朝南方疆域における軍事行動を統帥する立場の有力将領であったものと見られる。彖による淮夷との抗戦も、伯雍父を総司令として展開されていた対南方戦略の一環としてなされたものであろう。

⑥3 淮夷と対置される「内国」は禹鼎銘(後期「2833」)「2834」, III B「鼎301」に、

「……亦唯鄂侯馭方率南淮夷, 東夷, 広伐南国, 東国, 至歴内。……(またこれ鄂侯馭方 南淮夷, 東夷を率いて、南国, 東国を広伐し、歴内に至る。)」

とある「南国」, 「東国」と同様、諸夷地域(「南夷」, 「東夷」)と対置される王朝支配地域、すなわち陝東外諸侯地域を指す用語であったものと推測される。

また、前掲柞伯鼎銘においても「南国」の用例が見出される。この場合の「南国」は周王朝創業期においてなされた周公の南征対象地域を指しており、前掲宜侯矢簋銘で適省の対象とされている「東国」ほぼ同時期の呼称例であると考えられる(魯侯簋銘(前期「4029」)に、「唯王命明公、遣三族伐東国(これ王 明公に命じ、三族を遣わして東国を伐たしむ)」とある「東国」も同時期の例であろう)。すなわち、

陝東に対する周王朝支配がまだ不安定な時期における外諸侯地域を指す用例なのであって、それ故に周王朝の征伐対象ともされていたのであろう。

但し、前掲班簋銘の「東国疇戎」の例の様に、王朝中期においても外諸侯地域に内在する諸夷の紛乱はあり得た(或いは、「東国に侵攻した疇戎」の謂であるとも解釈されよう。もしそうであるとすると、やはり諸夷地域から外諸侯地域を脅かした事例という事になる)。

⑥4 故簋銘で、敵が奪還した捕虜の一次的な預け先となっている榮伯も、武公同様に(A+)相当の内諸侯であったものである。榮伯が右者を務める例は、注④で指摘した様に、康鼎銘に見える。

又、「内伐」の語の「内」が「内国」の略であるとすると(『通釈』3上, 472頁の解釈に従う)、彖旨銘の事例と同様に「外諸侯地域への侵攻」を意味していたものと思われる。

⑥5 謙公は、厚越方鼎銘(前期「2730」)と鬲鼎銘(前期「2659」)で賞賜者となっている。寧鼎銘での征命は、或いは令鼎銘(前期「2803」)に見える「謙宮」で発せられたものであろうか。

⑥6 伯懋父の北征については、呂行壺銘(前期「9689」)に見える。

⑥7 前掲班簋銘も、(B)のみが欠落した事例である。この場合は、「(A+)毛公—(A)呉伯, 呂伯—(C)東国疇戎」の命令系統が復元される。又、孟簋銘(中期「2595」)も同様の例である。

「孟曰、朕文考累毛公, 趙仲, 征無夷。毛公賜朕文考臣。自厥工。……(孟曰く、朕が文考 毛公, 趙仲と無夷を征す。毛公 朕が文考に臣を賜う。その工よりす。)」

毛公は、班簋銘を参着すると、内諸侯諸伯仲叔季を統帥する地位にいた者(=A+)であると考えられ、趙仲及び孟の「朕文考」は(A)に相当するのではないかと見られる。

⑥8 土山盤銘の積文は、晁福林氏の所説に基本的に従う(晁福林2004参照)。「但し、「苒侯」の字積は朱鳳瀚氏等に従う(朱鳳瀚2002参照)。

また、断代については吉本道雅氏の所論に従い、「夷王16年」説をとる(吉本道雅2004参照)。

⑥9 史密簋銘の積文は、『集録』の「史密簋銘文集積」所載積文に基本的に従う。断代については、張懋鎔、趙榮、鄒東濤1989に従い、中後期説をとる。

⑦0 晁福林氏は、苒侯が「平時において王朝になりかわり（都、荊、方）の三国を管理していた」と解釈され、また「周王朝—苒侯—都、荊、方」の等級関係について指摘されている（晁福林2004）。

苒侯は今次の巡省において、前掲駒父盨銘所載の蔡と同様の働きをしていたものであろう。

⑦1 師寰簋銘の「左右虎臣」は外諸侯関連の軍団ではなく王朝直屬軍であると考えられるので、ここでは除外される。

⑦2 『通釈』3下、612頁参照。

⑦3 前掲永孟鼎銘所載の「師俗父」（執政団構成員）とは、器の年代が異なるため別人であろう。又、師晨鼎銘（中期「2817」）の「師俗」も同様である。

⑦4 西周代の眞国については、甲元眞之2006の第4章参照。甲元氏は師寰簋銘を引用され、眞が「周勢力の一翼を担って征討作戦に参加したことが窺える」と指摘されている（同上書、107頁）。

⑦5 なお、師寰簋銘に「反厥工吏、弗績我東国」とある箇所は、淮夷からの「績」（＝貢賦）が断絶した事情について述べていると思われるが、貢賦納入の対象は「東国」（＝東方外諸侯地域）とされており、「外諸侯—諸夷」間統属関係の存在を示唆する。

⑦6 当該器銘は宣王代の事跡を扱ったものであるが、吉本道雅氏は冒頭の「佳王卅又三年」から「王人各成周」までの部分が、厲王期の青銅器から転写されたものであろう、と指摘されている（吉本道雅2004参照）。

⑦7 鄂侯馭方鼎銘（後期「2810」）に、

王南征伐角□。唯還自征、在𡗗。鄂侯馭方内體于王。乃□之。馭方宥王。王休宴、乃射。馭方会王射。馭方休闌。王宴、咸。飲。王親賜馭方玉五穀、馬四匹、矢五束。・・・

王 南征して角□を伐つ。この征より還りて、𡗗に在り。鄂侯馭方 體を王に内る。すなわちこれを□す。馭方 王に宥す。王

休宴し、すなわち射す。馭方 王の射に会す。馭方に休闌あり。王 宴し、咸る。飲す。王親ら馭方に玉五穀、馬四匹、矢五束を賜う。・・・

とあり、「角□」の征伐に際して鄂侯も「從軍」（或いは何らかの形で政治的・軍事的に関与）していた可能性が指摘できる。しかし、その場合でも（A+）又は（A）クラスの将領の麾下に属して從軍していたという推測を否定できない。ただ、周王が遠征先で当該地の「侯」に対して賜宴を伴う厚遇措置をとり、また「親賜」という用語で表される直接的統属関係の形式を採っている点は重要であり、王室による「侯」重視政策（後述）の萌芽を示す事例であると思われる。

又、臣諫簋銘（中期「4237」、II A「簋231」）には、  
佳戎大出于軹。井侯搏戎。佶命臣諫、以□□垂旅、处于軹。・・・

これ戎 大いに軹に出ず。井侯 戎を搏つ。命を臣諫に佶だし、□□垂旅を以いて、軹に処らしむ。・・・

という様に、井侯が派遣した臣諫による戎の征伐記事が記されているが、この事例の場合は井侯単独の軍事行動であったのではないかと思われる。

⑦8 『集成』、『近出』共に厲王代以降を指す。『研究』ではIII Bに相当する時期であり、同様に厲王代以降（宣王・幽王時期）に該当する。

⑦9 積文は陳夢家氏に従った。なお白川静氏は成王代に繋げられている（『通釈』1下、789～790頁参照）。

⑧0 なお 𡗗鼎銘（中期「2721」）によると、「佳十又一月、師雍父省道至于𡗗、𡗗從。其父蔑 𡗗曆、易金。・・・（これ十又一月、師雍父道を省して𡗗に至る。𡗗從う。その父 𡗗の曆を蔑わし、金を賜う。）」という様に、師雍父は自ら𡗗地を督察しており、𡗗侯との間に一層直接的な統属関係を樹立していた可能性もある。

⑧1 前述の 彖或貞銘から復元された命令系統を参着すると、師雍父は𡗗侯を介して淮夷との間に統属関係を構成していた可能性もあろう（図式化する）、〔（A+）師雍父—（B）𡗗侯—（C）淮夷〕となる。

⑧2 「四方」は「周邦」（又は「有周」）と対置される領域観念であった（松井嘉徳2002a、31頁参照）。松井氏が指摘されている様に、「周邦」は「周王朝そのもの、あるいはその固有の領土を意味して」おり、「四方」

はその域外に広がる王朝支配領域を示していたものと考えられる。令方彝銘に拠ると、それは特に外諸侯地域を指していたものであろう。

⑧③ 「諸侯大亜」は、詢簋銘（後期「4321」、ⅡB「簋320」）所載の「成周走亜」に類する官職名であるかもしれない。「成周走亜」について白川氏は「部隊の名で、成周にあるものであろう」（『通釈』3下、705頁）と解釈されており、張亜初、劉雨1986も一種の「武職」であったものと推測している（16頁）。そうすると、「諸侯大亜」は「諸侯統轄を管掌する部隊」（或いは諸侯拠出の成周駐屯部隊）とでも理解すべきであらうか。

⑧④ 前述した虢氏の事例の他にも、例えば榮仲や毛伯の器が河南王畿の地で出土しており、参考になろう（榮仲爵銘『近出』（前期、865）《洛陽北方出土》、「毛伯戈銘」『近出』（前期、1113）《洛陽出土》）。

榮氏、毛氏はいずれも関中王畿内に本貫地があったと見られ、或いは、榮氏や毛氏も虢氏同様、東遷期以前から河南王畿に分族を配置していたものであろう（春秋経文には、東遷期以降の王朝の卿士として榮叔や毛伯の名が見える）。

⑧⑤ 前掲晋侯蘇鐘銘に見える晋侯の参戦形式は、あくまで例外的範疇に属する。

⑧⑥ 応侯見工鐘銘（中後期「107—108」、Ⅲ「鐘54」）や、前掲晋侯蘇鐘銘がその例である。

⑧⑦ 前掲敵鼎銘の他、前掲大孟鼎銘にも、  
王曰、孟。……雫我、其適省先王授民授疆土。……賜乃祖南公旂、用獸。……

王曰く、孟よ。……我において、それ先王の授けられたまいし民と授けられたまいし疆土とを適省せよ。……乃が祖南公の旂を賜う、用て獸りせよ。……

とあり、巡省の事が命ぜられている。また、その他の事例としては以下の諸器銘が挙げられる。

静方鼎銘『近出』（前期、357）

佳十月甲子、王在宗周。命師中眾静、省南国、相玁。八月初吉庚

申、至告于成周。……

これ十月甲子、王 宗周に在り。師中と静とに命じ、南国を省さしめ、相て玁を玁めしむ。八月初吉庚申、至りて成周に告ぐ。……

中颺銘（前期「949」）

王命中、先省南国、貫行、玁。在□。史兒至、以王命曰、余命汝使小大邦。……

王 中に命じ、先んじて南国を省し、貫行して、玁を玁めしむ。□に在り。史兒至り、王と以に命じて曰く、余 汝に命じて小大邦に使いせしむ。……

中方鼎銘（前期「2751—2752」）

佳王命南宮、伐反虎方之年。王命中、先省南国、貫行、玁王。……これ王 南宮に命じ、反せる虎方を伐たしめたまえる年。王 中に命ず、先んじて南国を省し、貫行して、王の玁を玁めよ、と。……

臣卿鼎銘（前期「2595」）

公違省自東、在新邑。臣卿賜金。……  
公 違りて東より省し、新邑に在り。臣卿 金を賜う。……

⑧⑧ 周王から「父」の称谓で以て尊称されるのも、(A+)クラスの内諸侯のみであった。例えば、前掲班簋銘所載の毛公や、毛公鼎銘（後期「2841」、ⅢB「鼎310」）所載の毛公厝を各々「毛父」或いは「父厝」と称し、前掲虢季子伯盤銘で虢季子伯を「伯父」と称している例がそれである。

⑧⑨ 作器者名「趺」は厲王の名であり、趺簋（後期「4317」、ⅢA「簋338」）、五祀趺鐘（後期「358」）と同様に厲王自作器である。

⑧⑩ 断代については、徐仲舒氏の所論に従い、厲王代説をとる（徐仲舒1959参照）。

⑧⑪ 吉本道雅2004・附表1、参照。

⑧⑫ 周王室と内諸侯群との間における種々の対抗関係は、ある意味周王朝支配体制の構造的特質に由来するものであり、王朝成立当初よりその傾向は伏在していたものと考えられる。この点については、次回発表の

論稿において論述する事にしたい。

⑨③ 但し、白川静氏が指摘される様に、共治体制当初から既に宣王は即位していたものと見られる（『通釈』3下、753頁参照）。

⑨④ 吉本道雅氏も、「厲王が虢に出奔したのは、この方面の外諸侯である晋などの支持があったためであろう」と指摘されている（吉本道雅2005、68頁参照）。

⑨⑤ 『詩』大雅・韓奕の「韓侯受命」に関する吉本道雅氏の所説に拠る（吉本道雅2005、83頁参照）。なお、吉本氏は、魯孝公にも同様の「特殊な権能」が付与されたとされる（同上書、同頁）。

⑨⑥ 『国語』周語上に、

「魯武公以括與戲見王、王立戲、樊仲山父諫曰、……王卒立之。魯侯歸而卒。及魯人殺懿公、而立伯御。三十二年春、宣王伐魯、立孝公。」とあり、『史記』十二諸侯年表の前796年条に「周宣王誅伯御、立其弟称、是為孝公。」とある。

⑨⑦ 前述した韓侯について、『詩』大雅・韓奕には「王錫韓侯、其追其貊、奄受北国、因其伯」とあり、その封域周辺（北国）に対して一定の政治的影響力を保持していた点が窺える。そうして、申侯に関して『詩』大雅・崧高に「王命申伯、式是南邦」という様に同様の表現がとられており、王畿北辺における韓侯に相当する政治的位置づけがなされていた可能性を示唆する。なお、大雅・崧高の申伯封建記事が厲王代に繫けられる点については、吉本道雅2004参照。

⑨⑧ 『詩』大雅・崧高に申と王室との通婚が見え（「王舅」の王は厲王を指すであろう）、また申后の子宜臼が平王となっており、申・王室間においては連世婚姻関係が形成されていた。

⑨⑨ 松井嘉徳2002aの第Ⅲ部・第二章・「分節する氏族」参照。

松井氏が例示された新分族（例えば「鄭井」氏や「鄭號」氏等）関係諸器銘は、そのほとんどが（氏も指摘される様に）西周後期から春秋前期の時期に断代される（『集成』では「後期」又は「春秋前期」。『研究』では「Ⅲ」，「ⅢA」，「ⅢB」，「春秋Ⅰ」。ちなみに、氏が挙げ例された関係器29例中の23例が後期の器銘である（残り6例は中期のもの）『集成』では「中期」又は「中期後期」。『研究』では「Ⅱ」，「Ⅲ」，

「ⅢA」）。新分族配置は後期以降に進行したものと考えられる。

⑩⑩ 鄭地及び豊地に付属する「鄭還」，「豊還」には各々軍事集団が配置されていた（松井嘉徳2002aの第Ⅰ部・第二章・「周王の「都」参照）。

咸地について松井氏は、『左伝』襄公十四年条所載の械林の地に比定されている（同上書、245頁（注⑩））が、械林は晋主導の諸侯軍が秦の疆域に侵攻した際の到達地点となっており、軍事的観点から見て重要な地であったものと推測される。

又、咸地について松井氏は鳳翔県近傍に比定されている（同上書、231（232頁））。この地は、異族である「彘」一族の宝鶏竹園溝・茹家莊両墓地遺跡にも近く、関中平原の西端に位置する。関中平原東端の鄭地に対応する西部の軍事的要地であったのではあるまいか（彘一族については、西江清高1999参照）。

⑩⑪ 〈平陸—陝〉の地出土の號氏諸器銘は、『集成』では「後期」又は「春秋前期」、『研究』では「ⅢB」又は「春秋Ⅰ」に断代されている。なお松井氏は、上村嶺號国墓の年代の上限に関連して、「〈平陸—陝の號〉は西周期にまで遡及しうるものと考えらるべきである」と指摘されている（松井嘉徳2002a、250頁（注④）参照）。

⑩⑫ 〈平陸—陝〉の號氏集団が、洛陽平原における滎陽の號氏集団と関中地域における宝鶏の號氏集団との結節点としての機能を果たす事で、ひいては王朝の東西構造を繋ぎとめる役割をも務めさせようとしたものである。

⑩⑬ 例えば晋侯等の外諸侯に対して王朝儀礼の場を設定する事は、右者レベルの内諸侯と外諸侯との直接的接触の機会をも提供したものと思われ、外諸侯が王朝内部の紛乱（特に王位継承者問題に関わる内諸侯間の派閥抗争）に干渉する契機をも与える事につながったと思われる。

⑩⑭ 春秋時代に入って、いわゆる「申息の師」が楚の重要な軍事集団となり得たのも、同様の経緯に拠るものであろう（「申息の師」については『左伝』僖公二十五年条等に見える）。

⑩⑮ 『竹書紀年』（周紀40）に、

「申侯・魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故称天王。幽王既死、

而虢公翰又立王子余臣於携。周二王並立。」

とある(方詩銘, 王修齡1983参照)。

晋侯は後に携王を討滅しており、申侯等の外諸侯勢力に属する平王派であった。

なお、王朝の東西構造を支える結節点としての役割を期待されていた虢氏は、「宝鷄の虢」(西虢)及び「滎陽の虢」(東虢)が携王を支持し、「平陸—陝」の虢(北虢・南虢)が平王を支持するという形で分裂したものである。「滎陽の虢」は平王派に属した鄭伯によって討滅されており、また「平陸—陝」の虢については、平王末年の記事ではあるが、『左伝』隱公三年条に「鄭武公・莊公為平王卿士、王貳于虢、鄭伯怨王」とあり、平王派であった点が窺われる。

<sup>106</sup> 『竹書紀年』(晋紀3)に、

「晋文侯二十一年、携王為晋文公所殺。以本非適、故称携王。」

とある(方詩銘, 王修齡1983参照)。

晋文侯はおそらく関中地域内に侵攻して携王を討滅したものと考えられるが、それをなした背景として、「平陸—陝」の虢が平王側に加担していた点が指摘できるであろう。

<sup>107</sup> 平王の洛陽奠都年代については、「前738年以降」とする吉本道雅氏の所説に従う(吉本道雅2005、80頁参照)。

なお、以下に晋、魯、申の携王滅亡後の動向についてまとめておく。

晋では、前739年頃から本族・分族(曲沃伯)間における対立を軸とする紛乱が始まり、前679年まで混乱した状況が続いた。

また魯の場合は、(前715年—前711年)間に鄭との間で枹地と許地の交換が行われている点からも察せられる様に、次第に国都を核とする疆域経営の方に専念する様になっていったものと思われる。

申については文献史料に明確な記述を欠くのであるが、北進する楚に疆域を蚕食され、おそらく楚文王代(前689年—前675年)頃には楚に併合されたものと思われる(吉本道雅2005、364頁、注④参照)。

## 《引用文献一覽》

【青銅器銘・青銅彝器著録】(及び略称)

【研究】 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覧1—』(吉川弘文館、1984年)、『春秋戦国時代青銅器の研究—

殷周時代青銅器綜覧3—』(吉川弘文館、1989年)

【集成】 中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984—1994年)

【近出】 劉雨、盧岩『近出殷周金文集録』(中華書局、2002年)

【通釈】 白川静『白川静著作集 別卷 金文通釈』(平凡社、2004—2005年)〈原著…『金文通釈』(白鶴美術館誌1)56

輯、1962—1984年)

【集録】 周宝宏『近出西周金文集録』(天津古籍出版社、2005年)

## 【論考 日本】

石黒ひさ子「五等爵制」再考(駿台史学129、2006年)

伊藤道治『中国古代王朝の形成—出土資料を中心とする殷周史の研究—』(創文社、1975年)

同上『中国古代国家の支配構造—西周封建制度と金文—』(中央公論社、1987年)

岡村秀典『夏王朝—王権誕生の考古学—』(講談社、2003年)

甲元眞之『東北アジアの青銅器文化と社会』(同成社、2006年)

島邦男『殷墟卜辞研究』(汲古書院、1958年)

竹内康浩『春秋』から見た五等爵制—周初に於ける封建の問題—(史学

雑誌100—2、1991年)

西江清高『西周式土器成立の背景』(上)〈東洋文化研究所紀要121(1993年)〉

同上『西周式土器成立の背景』(下)〈東洋文化研究所紀要123(1994年)〉

同上『西周時代の関中平原における『彘』集団の位置』(『中国古代の文字と文化』(汲古書院、1999年)〉

松井嘉徳『西周期鄭(奠)の考察』(史林69—4、1986年)

同上『周代国制の研究』(汲古書院、2002年)【松井嘉徳2002a】

## と略称

- 同上「経巡る王」〈初期王権研究委員会編『古代王権の誕生』I（角川書店、2002年）第三部・第五章〉【『松井嘉徳2002b』と略称】  
 松丸道雄〈『世界歴史体系 中国史』I（山川出版社、2003年）第二章「殷」〉  
 宮本一夫『中国古代北疆史の考古学的研究』（中国書店、2000年）  
 吉本道雅「春秋五等爵考」（東方学87、1994年）  
 同上「西周紀年考」（立命館文学586、2004年）  
 同上『中国先秦史の研究』（京都大学出版会、2005年）

## 【論考 中国】

- 王宇信『西周甲骨探論』（中国社会科学出版社、1984年）  
 郭沫若主編『甲骨文集』（中華書局、1983年）  
 甘肅省博物館「甘肅靈台白草坡西周墓」（考古学報1977—2）  
 胡厚宣「殷代封建制度考」〈同氏『甲骨学商史論叢』初集上（齊魯大学国学研究所專刊、1994年）〉  
 朱鳳瀚「土山盤銘文初積」（中国歴史文物2002—1）  
 同上「柞伯鼎与周公南征」（文物2006—5）  
 徐仲舒「禹鼎的年代及其相關問題」（考古学報1959—3）  
 曹淑琴「伯矩銅器群及其相關問題」〈『慶祝蘇秉琦考古五十五年論文集』

## （文物出版社、1989年）

- 張重初、劉雨『西周金文官制研究』（中華書局、1986年）  
 晁福林「从土山盤看周代“服制”」（中国歴史文物2004—6）  
 張懋鏊、趙榮、鄒東濤「安康出土的史密簋及其意義」（文物1989—7）  
 張立東「論輝衛文化」〈考古学集刊10（1996年）〉  
 陳全方「陝西岐山鳳雛村西周甲骨文概論」【『古文字研究論文集』（四川大学学報叢刊・第10輯、1982年）】  
 陳槃「春秋大事表列国爵姓及存滅表譌異」（中央研究院歷史語言研究所、1969年）  
 陳夢家『殷墟卜辭綜述』（科学出版社、1956年）  
 董作賓『小屯·殷墟文字甲編』（中央研究院歷史語言研究所、1948年）  
 北京市文物研究所『琉璃河西周燕国墓地1973—1977』（文物出版社、1995年）  
 方詩銘、王修齡『古本竹書紀年輯證』（華世出版社、1983年）  
 李学勤『夏商周年代学札記』（遼寧大学出版社、1999年）  
 同上「眉县楊家村新出青銅器研究」（文物2003—6）  
 李峰「多友鼎銘文をめぐる歴史地理的問題の解決—周王朝の西北経略を解明するために・その1—」〈『中国古代の文字と文化』（汲古書院、1999年）〉

（本学非常勤講師）